

東久留米市公共下水道プラン

～ “快適生活と水と緑をつなぐ下水道” を目指して～



東久留米市

～“快適生活と水と緑をつなぐ下水道”を目指して～

東久留米市の公共下水道事業は、昭和39年に滝山団地の区画整理事業とともに始まり、その後の人口急増期から河川の汚濁が進んだことで下水道整備に対する市民要望が多く、国を上げての下水道の普及が叫ばれたこと等もあり汚水下水道の整備に力を注いでまいりました。この結果、平成15年度末には汚水整備が100%を達成し、市内どこでも水洗トイレが使える、衛生的で快適な生活が送れるようになったとともに、それまで汚れていた河川の水質は見違えるように改善され、市民が親しめる河川環境となってきたことは下水道事業の大きな成果であります。



一方、雨水事業は、近年多発しているゲリラ豪雨による道路冠水等の浸水対策として雨水幹線整備を進めるとともに、黒目川上流域では多くの市民に親しめるような良好な水辺環境の整備を雨水下水道として実施しています。

また、黒目川、落合川の河川環境は、多くの市民ボランティアの活動と汚水下水道の整備により格段に改善され、「落合川と南沢湧水群」は、環境省で認定する「平成の名水百選」に東京都内では唯一選ばれました。

しかし、現在までに整備してまいりました下水道施設の老朽化による更新時期を迎え、加えて浸水対策としての雨水整備も実施していかなければならないことから、今後も安定した下水道サービスを行っていくために、今後10年間の下水道事業の方向性と段階的な取組みを示した『東久留米市公共下水道プラン』を策定しました。

本計画をもとに、これからも“快適生活と水と緑をつなぐ下水道”を目指し、適正な事業執行ができるよう下水道の使命と役割を果たしてまいりたいと考えております。

平成23年3月

東久留米市長

馬場一彦

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1-1. 策定の背景	1
1-2. 策定の目的	2
1-3. 計画の位置づけ	4
1-4. 計画期間	5
1-5. 計画の推進主体	5
第2章 下水道事業の現状と課題	6
2-1. 汚水処理	6
2-2. 雨水排水	13
2-3. 施設の維持管理	17
2-4. 地震に対する備え	21
2-5. 改築・修繕	23
2-6. 水循環	25
2-7. 下水道経営	28
第3章 下水道事業の目指すべき方向性	31
3-1. 下水道事業をとりまく環境	31
3-2. まちの将来像からみた下水道事業が貢献するまちづくり	33
3-3. 下水道事業における基本理念および基本方針	35
第4章 今後の下水道事業の施策と目標	36
4-1. 施策の体系	36
4-2. 施策の展開	39
第5章 段階的整備計画	62
参考資料	64
1. 用語の解説	65
2. 東久留米市公共下水道プラン策定の経過	73
3. 東久留米市公共下水道プラン策定委員会設置要綱	74

文中の単語右上に※印があるものについては、巻末の参考資料で用語解説を行っています。
なお、同一単語を2回以上用いる場合は、初回記載箇所のみ※印をつけています。

第1章 計画策定にあたって

1-1. 策定の背景

下水道事業は、生活環境の改善と浸水の防除を目的に始まり、その後、公共用水域*の水質保全、処理水や汚泥の有効利用などの新たな役割を加えながら事業が推進されてきました。しかし、今日では全地球規模での水質保全および水循環における問題が表面化しており、下水道事業が果たす役割はますます重要なものとなっています。

この下水道（污水）の整備により、市内の全域で水洗トイレが使用でき、健康で衛生的な生活が送られるようになりました。また、公共用水域では、生活雑排水*の垂れ流しの改善により、水質が良くなり、多くの生き物が生息するとともに市民が親しめる環境となっています。これらは、下水道事業の大きな成果の一つとしてあげられます。

本市の下水道施設は、昭和39年の事業着手以来、既に40年以上が経過して施設の更新*時期を迎え、さらには浸水対策、地震対策などへの対応のほか計画的な維持管理も必要な時期になっています。今後は下水道施設の再構築*、浸水対策および地震対策などへの対応による事業費の増大が予測されることから、将来に向けて計画的かつ効率的な下水道事業を実施する必要性が生じています。

本市下水道事業の沿革

昭和39年11月 単独公共下水道*として事業認可を取得（滝山団地周辺）し、污水整備を開始

昭和47年3月 東京都が本市全域を含む荒川右岸東京流域下水道*の事業認可*取得

昭和53年6月 荒川右岸東京流域関連公共下水道*として事業認可取得（切り替え）

平成8年2月 雨水計画の事業認可を取得し、雨水整備を本格的に開始

平成16年3月 下水道普及率*（污水）100%達成

平成21年3月 全体計画に対する雨水整備率*12.6%

1-2. 策定の目的

下水道事業を取り巻く環境の変化と、本市の下水道事業が抱える課題に対応していくためには、中・長期視点を踏まえることが重要となります。

国土交通省では、平成17年9月に100年という長期の将来像を見据えた下水道事業の方向性を示した「下水道ビジョン2100」を策定しました。この中では、基本コンセプトを「循環のみち」とし、持続可能な循環型社会を構築するため、これまでの“普及拡大”中心の20世紀型の下水道から“健全な水循環と資源循環”を創出する21世紀型下水道への転換を目指すべきとしています。また、平成19年6月には、「下水道ビジョン2100」を踏まえつつ、中期（概ね10年程度）の下水道政策の基本的方向と施策ごとの整備目標および具体施策の考え方について示した「下水道中期ビジョン」がとりまとめられています。

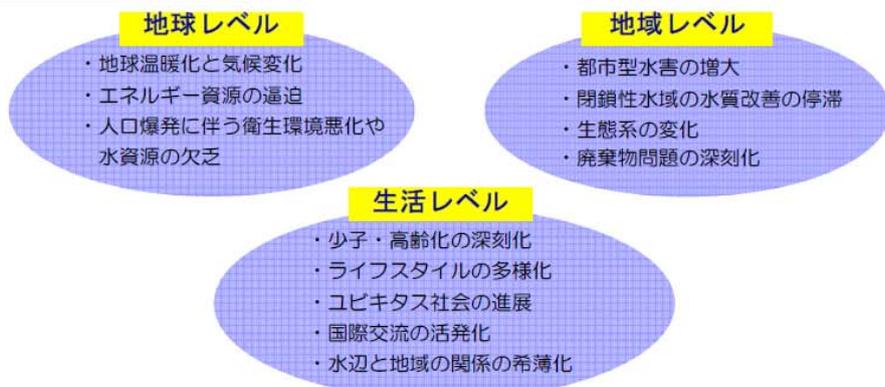
さらに、平成21年4月には、関東地方整備局と管内の1都8県4政令指定都市において、「関東甲信地方下水道中期ビジョン」が策定されており、関東甲信地方の下水道事業の現状や課題、下水道事業の果たすべき役割と目指すべき方向、そして重点的に取り組む施策などが示されています。

本市が属する荒川右岸東京流域下水道を含めた東京都の下水道事業の方針としては、平成22年2月に東京都が策定した「東京都下水道事業 経営計画2010」において示されています。

国土交通省では、これらビジョンにおける方針を踏まえて、地域特性などに配慮した自治体ごとの今後10年間の整備目標、具体施策などを示す「下水道ビジョン」を策定するよう求めており、本市においても、国や東京都の下水道事業の方向性を考慮しつつ、本市の下水道事業が抱える課題に対応した公共下水道事業の中・長期的な計画「東久留米市公共下水道プラン」（以降、「下水道プラン」と示します）を策定しました。

21世紀社会の姿と下水道の使命と役割

21世紀社会の姿

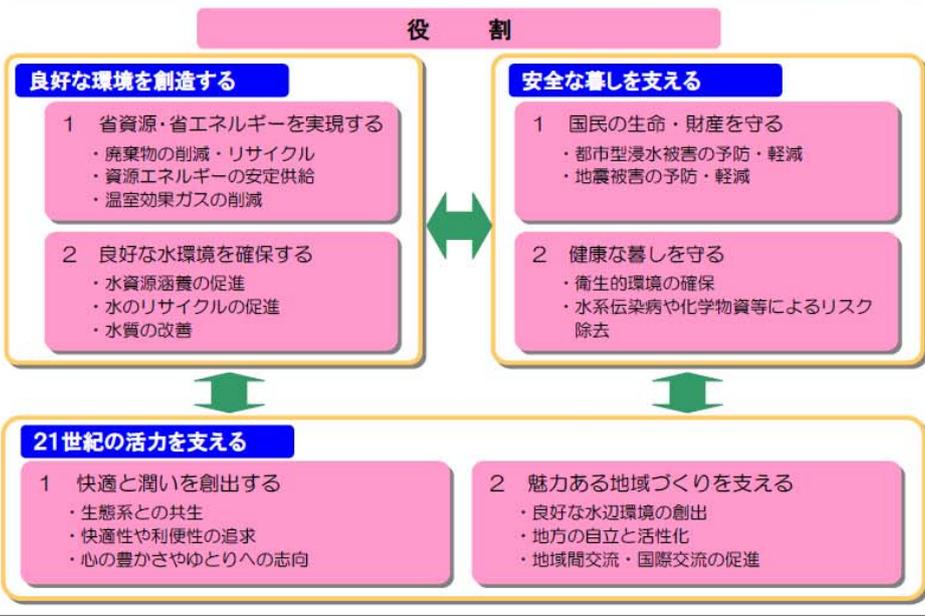


持続可能な循環型社会の構築により、
「美しく良好な環境」、「安全な暮らし」と「活力ある社会」
を実現する

下水道の使命と役割

下水道の使命

下水道の有する多様な機能をとおして、循環型社会への転換を図り、21世紀社会における美しく良好な環境の形成並びに安全な暮らしと活力のある社会の実現を目指すこと。



(出典：「下水道ビジョン2100（概要版）」国土交通省ホームページ)

図 1-1 国が示すこれからの下水道事業の方向性

1-3. 計画の位置づけ

本市では、平成23年度から始まる「東久留米市第4次長期総合計画^{*}」において、市が目指す将来都市像を「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」と定め、その実現に向け、重点的・戦略的なまちづくりを進めていく計画としています。

市が目指す将来環境像としては、「水と緑、安心した暮らしをみんなで育むまち“東久留米”」とし、環境の保全などに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「東久留米市環境基本計画^{*}」が策定されています。

「下水道プラン」は、「東久留米市第4次長期総合計画」におけるまちづくりおよび「東久留米市環境基本計画」の目標とする将来環境像の達成のために下水道事業をとおして貢献していくものです。

また、本市で策定した「東久留米市都市計画マスタープラン^{*}」などのその他関連計画や、先に示した国や東京都が策定した下水道事業の方向性を示した計画を考慮するとともに本市の下水道事業の上位計画である「多摩川荒川等流域別下水道整備総合計画^{*}」および「荒川右岸東京流域下水道事業計画」と整合を図りながら策定したものです。

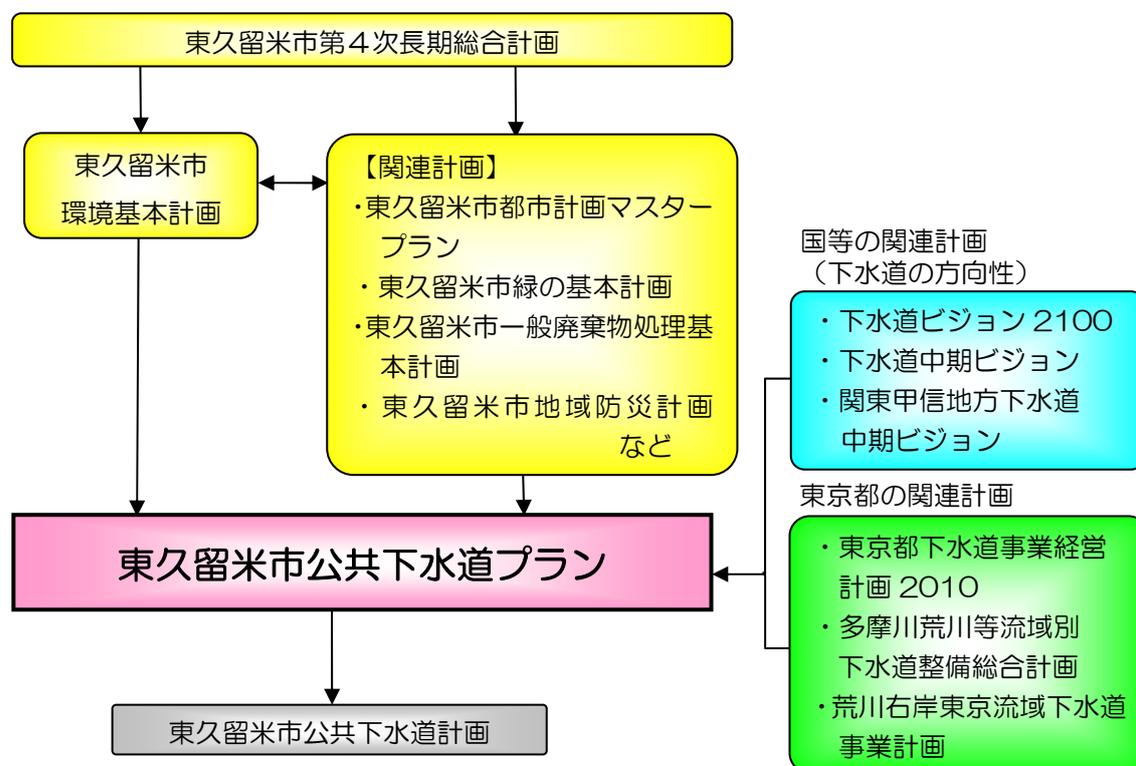


図 1-2 「下水道プラン」の位置づけ

1-4. 計画期間

「下水道プラン」は、平成21・22年度を計画立案期間とし、長期的な視点も考慮しつつ、今後10年間（平成23年度～平成32年度）の計画を示します。そのうち、最初の5年を前期計画、その後の5年を後期計画として、施策の優先度などを加味して各期間で行う施策を示します。なお、平成33年度以降の施策についても、今後の方向性として併せて示します。

「下水道プラン」の推進にあたっては、進捗状況を把握し、施策を確実に実行していくこととし、今後の社会情勢の変化や技術革新などがあった場合には、計画の見直しを適宜行なうこととします。



図 1-3 「下水道プラン」の計画期間

1-5. 計画の推進主体

「下水道プラン」の推進主体には、行政だけではなく、市民および事業者も含まれます。各主体が、それぞれの立場で、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協働して積極的に「下水道プラン」の取り組みを推進していく必要があります。

【市民・事業者】

下水道事業や環境についての理解を深め、下水道施設の適正使用や浸水への備え、水循環への取り組みなど、できることを行なうことで「下水道プラン」に参加していただきます。

【行政（市）】

下水道事業を実施するとともに、市民・事業者の取り組みを支援します。

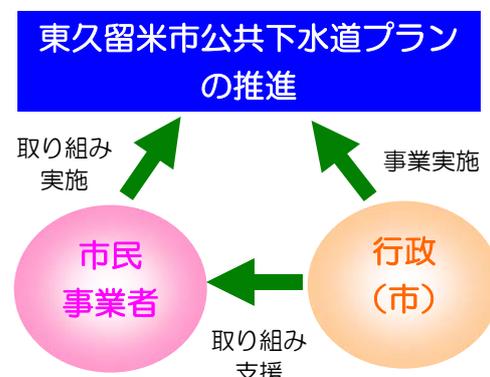


図 1-4 「下水道プラン」の推進について

第2章 下水道事業の現状と課題

2-1. 汚水処理

現 状

本市の公共下水道事業は、昭和39年に滝山団地の土地区画整理事業[※]とともに始まり、分流式下水道[※]として、昭和39年11月に事業認可を取得し、昭和43年6月に供用を開始しました。

その後、東京都を事業主体とした「荒川右岸流域下水道計画」が具体化し、昭和53年より本市も流域関連公共下水道として整備を実施しています。

この流域下水道とは、2つ以上の市町村から出る下水を集めて、処理するものです。

本市が属する荒川右岸東京流域下水道では、本市の汚水と、東村山市・東大和市・清瀬市・西東京市の大部分、武蔵野市・小金井市・小平市・武蔵村山市の一部の汚水を対象とし、東京都の清瀬水再生センター[※]で処理され柳瀬川に放流しています。



(出典：東京都下水道事業 経営計画 2010)

図 2-1 流域下水道のしくみ



図2-2 荒川右岸東京流域下水道（荒川右岸処理区）の概要

本市の汚水が処理されている東京都の清瀬水再生センターは、昭和56年度に運転開始し、平成22年4月1日現在の処理能力は、373,950m³/日となっており、平成21年度では約8,000万m³の下水が処理されています。



（出典：東京都HP）

図2-3 清瀬水再生センター

なお、現在、東京都では、さらなる処理水質向上のため、高度処理^{*}施設を導入

し、流域の水質保全に取り組んでいます。また、処理水の場内利用や汚泥^{*}の資源化など、下水を資源として有効活用する取り組みを行っています。そのほか、施設の更新にあたっては、温室効果ガス^{*}の削減効果が高い汚泥ガス化炉の導入など、経済性ととも環境に対する配慮も行っており、これら取り組みについて流域下水道構成市として協力を行っています。



(出典：東京都下水道事業 経営計画 2010)

図 2-4 清瀬水再生センターにおける汚泥ガス化炉の導入

本市の汚水整備は、昭和 39 年の事業着手以来、市内全域 1,292ha の事業認可を取得し、平成 15 年度末には人口普及率 100%を達成しました。平成 21 年度までの汚水事業費は、337 億円を投入してきました。

この下水道整備により、市内の公衆衛生および生活環境の改善が図られている状況にあります。しかし、下水道水洗化率^{*}は、99.2%であり、下水道施設を使用できる状況にもかかわらず、宅内のトイレ、流しなどを下水道施設へ接続されていない方もみられます。

表 2-1 汚水処理の現状

区分	項目	実績値	備考
面積 (ha)	行政面積	1,292.00	
	全体計画面積(市街化区域面積)	1,292.00	
	整備区域面積	1,283.52	整備率 99.3%
人口 (人)	行政人口	114,754	
	処理区域人口	114,754	人口普及率 100%
	水洗便所設置済み人口	113,775	水洗化率 99.2%
世帯数 (世帯)	処理区域世帯	50,305	
	水洗便所設置済み戸数	49,876	接続率 99.2%

注1. 平成 22 年 4 月 1 日現在

注2. 人口、世帯数については、外国人を含みません。

本市の汚水は、市内 1,292ha を 10 の処理分区※に分け、それぞれの処理分区の汚水を公共下水道管渠で収集し、流域下水道管渠へ流入させています。

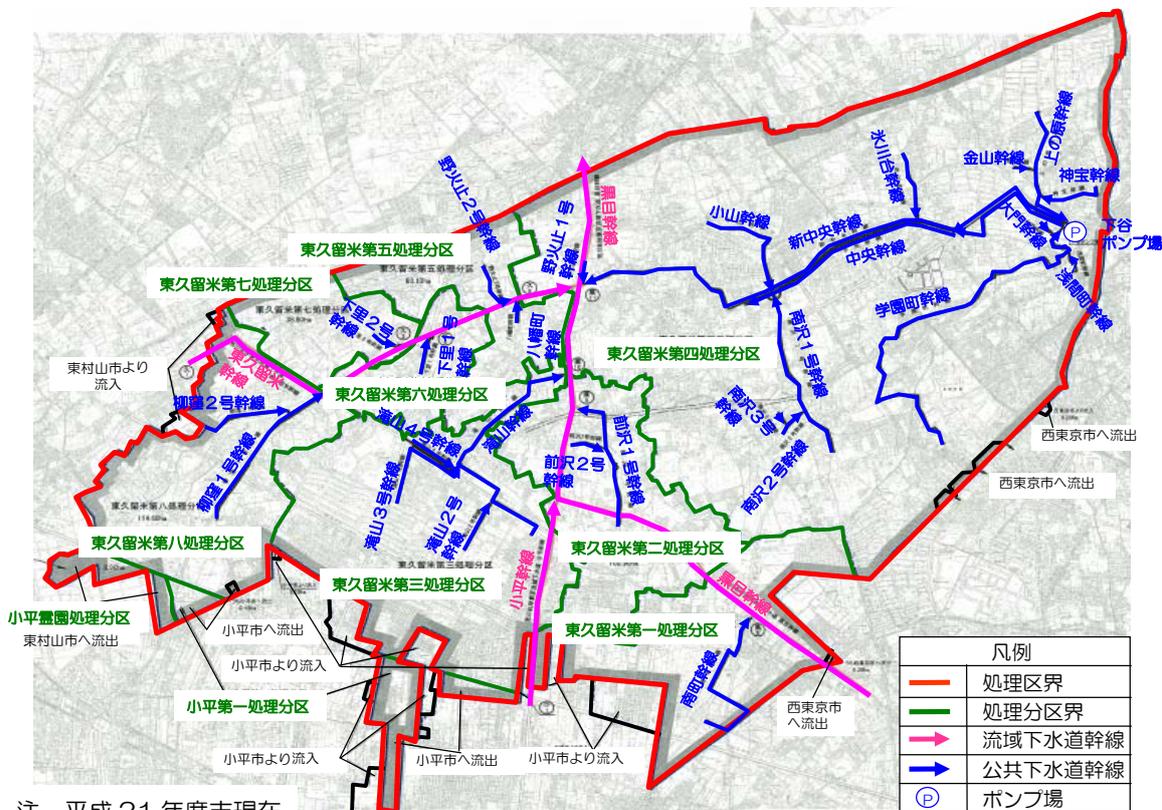
また、市内には地形的要因により、管渠勾配による自然流下が困難な箇所があるため、ポンプによる圧送が必要な区域があります。これらの汚水については、ポンプ場やマンホールポンプ※により、管渠勾配による自然流下が可能な箇所まで送水しています。

本市の平成 21 年度における汚水量（不明水※を含む）は、約 1,277 万 m³ となっています。

【本市の下水道施設（汚水）】

施設	概要
公共下水道管渠	管径：φ200mm～φ800mm 総延長：約 289Km
ポンプ場（下谷ポンプ場）	敷地面積：1,073m ² 集水面積：256.94ha 排水能力：44,640m ³ /日（ポンプ 5 基）
マンホールポンプ	17 箇所

注.平成 21 年度末現在



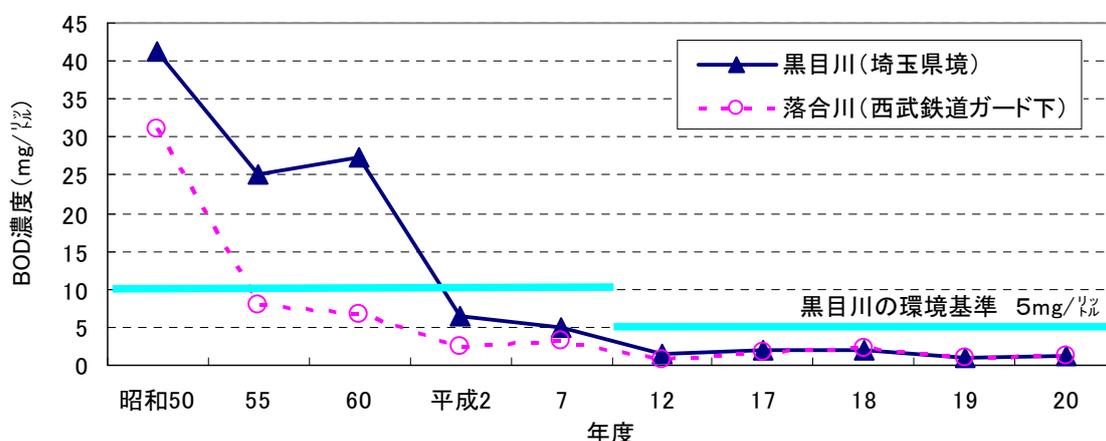
注.平成 21 年度末現在

図 2-5 本市公共下水道（汚水）の概要

市内には、黒目川、落合川を中心に、その支川である揚柳川（小平排水）、西妻川、出水川、立野川、弁天川、中溝川の8河川が流れています。このうち、黒目川は、環境省の環境基準*類型で河川C類型（BOD*5mg/ℓ以下）に指定されています。また、本市では、この8河川に水質調査地点12箇所を設定し、定期的に年4回の水質調査を行い監視しています。

下水道による汚水処理の整備がなされる前には、生活雑排水がそのまま公共用水域へ排出されていたことにより、河川などの水質が悪化するという状況がありました。

現在の黒目川および落合川の水質は、近年BOD5mg/ℓ以下で安定しており、下水道整備初期の昭和40年代と比べて、大きく水質が改善されています。この理由としては、下水道による汚水整備による寄与が挙げられます。



注1. BODとは、水の汚れを表す指標で、一般的には人為的に汚染されていない河川では1mg/ℓ程度です。

注2. 黒目川のBOD濃度は、5mg/ℓ以下に安定してきたため、平成9年に生活環境の保全に関する環境基準の類型をD類型からC類型に変更（基準値は10mg/ℓから5mg/ℓに変更）されました。

注3. 昭和50年度の落合川については、毘沙門橋での観測結果を示します。

（資料：環境政策課）

図 2-6 本市内主要河川の BOD 観測結果の推移



図 2-7 黒目川（左）と落合川（右）



[平成7年当時]



[平成22年現在]

図2-8 河川の汚濁状況の比較（立野川）

なお、現在、市内には、河川のほか、黒目川の源流である「さいかち窪」をはじめとする湧水や下水の高度処理水（再生水）が流れる「野火止用水」などの多くの水辺が存在しており、市民が水を身近に感じることができる状況にあります。



図2-9 落合川・いこいの水辺（南沢一丁目）



図2-10 下水道事業による黒目川・しんやま親水広場（下里四丁目）



図 2-11 さいかち窪（左）と野火止用水（右）

課 題

下水道による本市の汚水整備は概成しています。下水道整備後については、下水道施設へ接続する義務がありますが、まだ、下水道施設へ接続していない方がいることから、今後も公共用水域の水質保全などのため、下水道による水洗化率 100%を目指した取り組みが必要となります。

下谷ポンプ場に汚水が流下している区域のうち、一部管渠ルートの見直しによりポンプ場を介さず管渠勾配による自然流下が可能な区域があります。ポンプ場への流入量を減らすことによりポンプが消費する電力量などを削減できます。維持管理費を含めたライフサイクルコスト[※]の観点から、ポンプ場への流入区域の見直しを行い、効率的な汚水収集システムに改善していくことが考えられます。

なお、本市の公共下水道は流域下水道に属していることから、構成関連市とともに事業主体である東京都と連携して流域全体としての下水道事業の取り組みに参加していく必要があります。

2-2. 雨水排水

現 状

本市は、荒川水系の新河岸川に注ぐ黒目川流域に位置しており、市内の一級河川[※]としては、先に示した黒目川と落合川の2河川があります。この黒目川流域は、昭和30年代頃より急速に都市化が進展し、それまで山林や畑地に浸透していた雨水が、浸透せずに一気に流出することにより低地部などで浸水被害が発生する傾向があります。

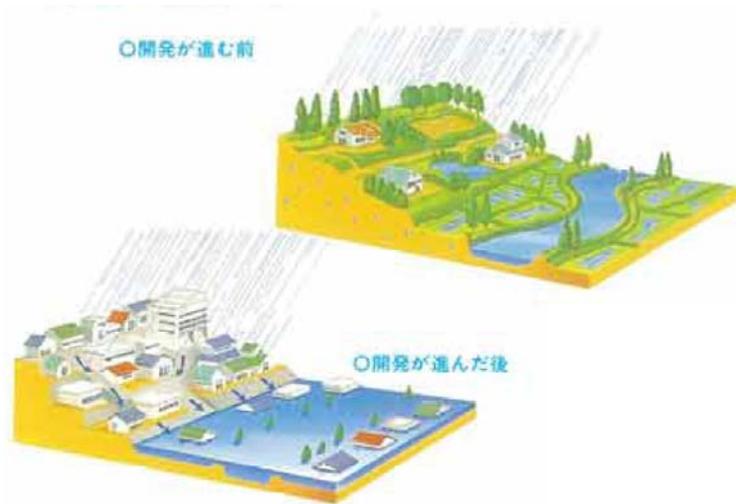
また、放流先河川の流下能力も不足している状況にあり、浸水が発生すれば都市機能がマヒするだけでなく、市民の生命・財産に関わる重大な事態を生じる恐れが懸念されています。

本市では、公共下水道としての昭和39年の事業認可取得以降、汚水整備を先行してきましたが、昭和62年に小平市、東村山市と協議を進め、「黒目川流域雨水整備促進協議会」を設立し、その後、一部区域については、東京都の協力を得て流域下水道としての整備が決定され、平成5年度より流域下水道による幹線管渠[※]の整備が開始されました。本市もそれを受け、流域関連公共下水道として平成7年度より本格的に雨水整備に着手しました。

本市においては、流域下水道管渠を経由して排水される区域（14排水分区[※]）と市の公共下水道管渠から黒目川、落合川に排水される区域（20排水区[※]）に分かれています。

これらの排水区域においては、時間最大降雨量50mm/hrを整備目標とした雨水管渠整備を鋭意進めており、これまで39億円の事業費をかけ整備を進めてきた結果、浸水被害の軽減に一定の効果が現れてきているところですが、対策が十分でない地域も多く、浸水被害の解消には至っていません。

なお、平成21年度の雨水整備率は、12.6%となっています。



（出典：東京都総合治水協議会パンフレット）

図2-12 土地利用の変化による雨水流出量の増加傾向

表 2-2 雨水整備実績

項目	実績値	備考
全体計画面積（市街化区域面積）	1,292 ha	
事業計画面積	529 ha	全体計画に対する比率：41%
整備区域面積	163 ha	全体計画に対する比率：13% 事業計画に対する比率：31%

注. 平成 21 年度末現在

【本市の雨水対策施設】

施設	概要	
公共下水道管渠	管径：U240mm～φ2,800mm 総延長：約 22.6Km	
雨水流出抑制施設	白山調整池	貯留容量：22,000m ³
	柳窪雨水調整池	貯留容量：2,900m ³
	本町雨水調整池（駅西口地区）	貯留容量：7,500m ³
	東口雨水調整池（駅東口地区）	貯留容量：300m ³
	東口第二雨水調整池（駅東口地区）	貯留容量：2,500m ³
マンホールポンプ	2 箇所	

注.平成 21 年度末現在

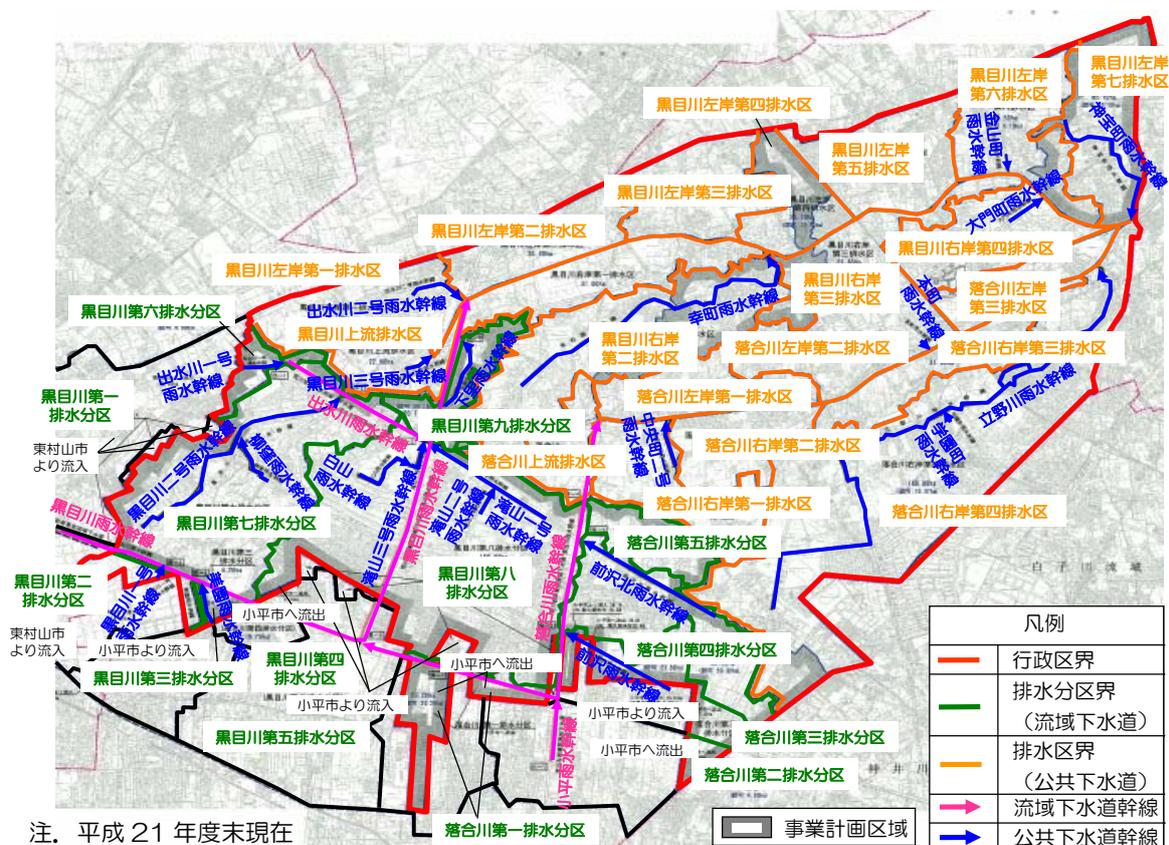


図 2-13 本市公共下水道（雨水）の概要



(弥生二丁目付近)



(前沢三丁目付近)

図2-14 平成17年8月25日(台風11号)の浸水状況

流域下水道区域においては、流域下水道黒目川雨水幹線、出水川雨水幹線が供用されています。なお、落合川雨水幹線については、一部河川への接続部分が未施工での運用(貯留管としての活用)であり、本市の接続区域のうち一部区域の雨水排水しかできない状況にありましたが、平成23年中に未施工箇所の整備が完了することから、本市では、今後、恒常的な道路冠水箇所を中心に雨水整備を実施していくこととしています。



(出典：東京都下水道事業 経営計画2010)

図2-15 東京都流域下水道雨水幹線の整備状況

課 題

今後の下水道整備としては、急速な市街化に伴う浸透可能な土地の減少による保水・遊水機能^{*}の低下や流出形態の変化、さらには放流河川の状況などを勘案した雨水整備事業を目指していく必要があります。そのため、雨水整備事業は、単に浸水対策事業のみとすることは避け、良好な水環境の構築や雨水利用など、広い視野で促進してゆくことを原則として、下表に示す3つの柱に基づき対策を進めていくことが必要となります。

本市での雨水排除施設^{*}の整備は、まだ十分に整っていないことから、引き続き雨水排除施設の整備を進める必要があります。なお、流域下水道区域においては、東京都および関連市との連携のもと事業を実施していく必要があります。

表 2-3 東久留米市の雨水事業の基本方針

項目	事業内容
第1の柱 (浸水の解消)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道管渠整備 ・ 貯留施設の設置 (貯留池など) ・ 浸透施設の設置 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 公共施設浸透、透水性舗装、宅地内浸透 開発行為浸透、大規模民間開発浸透 </div>
第2の柱 (雨水の地下還元)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸透施設の設置 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 公共施設浸透、透水性舗装、宅地内浸透 開発行為浸透、大規模民間開発浸透 </div>
第3の柱 (雨水の利用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水路の創世 (せせらぎ用水の復活など) ・ 親しみのある水環境の構築 ・ 中水道水源としての利用

2-3. 施設の維持管理

現 状

下水道施設のうち、特に管渠は地中に埋設されており埋設後、時間の経過とともに、その取り扱いが難しい状況にあります。

例えば、建設が終了してから時間が経過すると、管渠継ぎ手部のずれや腐蝕、破損、また、地下水の浸入などの問題が発生することがあるため、下水道施設を継続して使用していくためには、維持管理が重要となります。

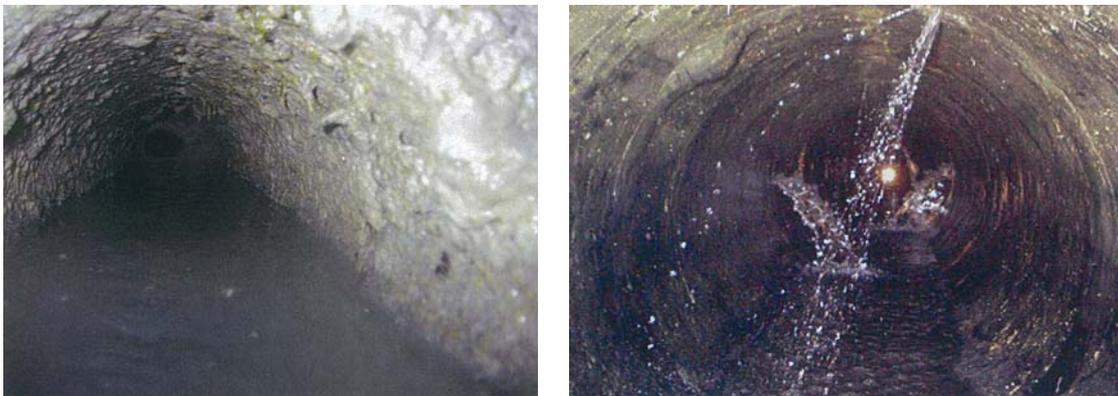


図 2-16 管渠内状況（左：油の固着 右：浸入水）

この管渠をはじめとする下水道施設の維持管理は、利用者へのサービス確保の点から、次の基本的な考えをもとに行っています。

- 1) 施設の機能保持（流下機能の保持）
- 2) 施設の使用期間の延命
- 3) 他の施設への悪影響の防止

平成 21 年度末現在で、汚水管渠約 289km、雨水管渠約 22km、下谷ポンプ場（汚水）1 箇所（概要は表 2-4 を参照）、マンホールポンプ 19 箇所（汚水 17 箇所、雨水 2 箇所）の公共下水道施設とその他雨水調整池 5 箇所を有しており、その効率的かつ適切な維持管理が重要となっています。

表 2-4 下谷ポンプ場の概要（平成元年4月供用開始）

ポンプ施設の名称	主要な施設の名称	数	構造	能力
下谷ポンプ場	沈砂池（砂溜り）	2池	鉄筋コンクリート造 巾1.8m×長2.0m×水深0.70m	沈殿率 0.27 サンドポンプ φ80mm×0.5m ³ /分
	スクリーン	2基	細目バースクリーン 自動式（間欠式）	
	ポンプ設備	5台 内予備 1台	水中汚水ポンプ φ250mm×6.2m ³ /分	揚水量 24.8m ³ /分
	脱臭設備	1式	活性炭吸着方式	
	自家発電設備	1式	受変電設備、自家発電設備他	
	沈砂池ポンプ室、棟屋	1棟	鉄筋コンクリート造 地下2階：沈砂池室、脱臭機室 地上1階：搬出室、電気室、 自家発電機室	

（出典：平成17年度事業計画変更認可申請書）



図 2-17 下谷ポンプ場の外観と内部の状況

なお、本市では、下水道施設を適正に使用するため、下水道管渠へ排出される水質の監視や管渠のつまりや悪臭の原因となる油の流入防止などについての市民・事業者へのお願い（PR）に努めています。

また、汚泥が溜まりやすい伏越し^{*}やポンプ施設などについては、定期的な維持管理を行うとともに、管渠のつまりなどが発見された場合には、調査、清掃などを行っています。

[トップページ](#)>[暮らしのガイド](#)>[公共下水道](#)>「油・断・快適！下水道～あなたのひと手間が地球を守る～」キャンペーン

「油・断・快適！下水道～あなたのひと手間が地球を守る～」キャンペーン

キッチンから流れた油は、下水道管の詰まりや悪臭の原因となります。
鍋や食器に付いた油污は、洗う前にふき取りましょう。この行動が良好な水環境の再生・創造につながります。

東久留米市・東京都下水道局



油の処理は……



戻る

(出典：東久留米市HP)

図 2-18 油・断・快適！下水道キャンペーン



図 2-19 伏越しマンホールの清掃状況



図 2-20 マンホールポンプの状況

課 題

今後の維持管理にあたっては、管渠およびポンプ場の劣化状況を診断し、それに起因する事故の未然防止（予防保全）を図ることが望ましいと考えられます。

本市の膨大な下水道施設を適正に管理していくためには、これまでの事後対応を主とした維持管理から予防保全型の維持管理へ考え方を転換していく必要があります。

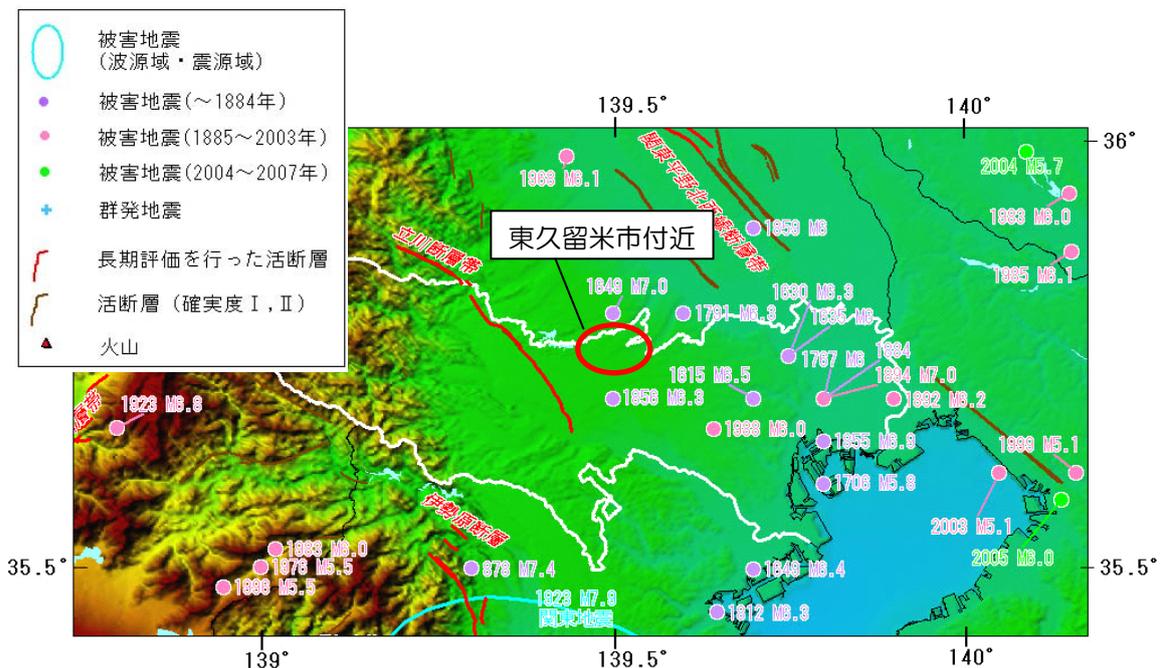
ポンプ場では、耐用年数*を超過した設備が散見されています。今後は、劣化状況を数値化により診断する施設の長寿命化と一体とした維持管理が重要となっています。

2-4. 地震に対する備え

現 状

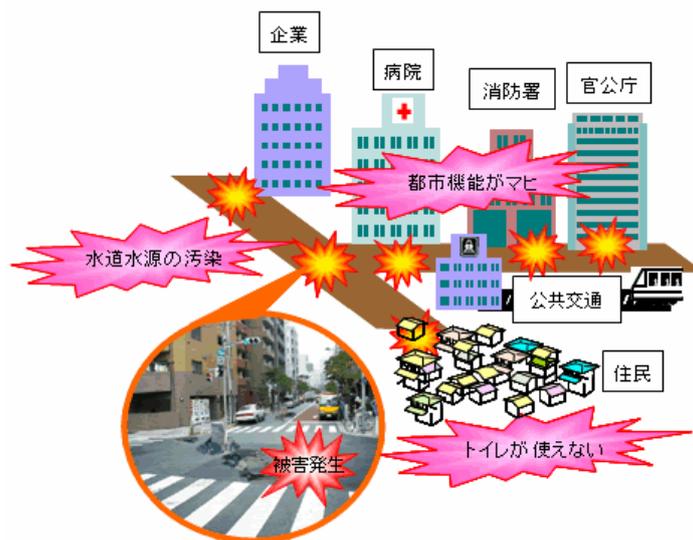
下水道施設は重要なライフラインの1つであり、都市活動による汚水などを常に排除、処理する役目を担っています。しかし、大規模地震によりその機能を果たすことができなくなった場合には、トイレの使用ができないなど、市民生活に大きな影響を与えるとともに、下水処理場やポンプ場から未処理の下水がそのまま公共用水域に流出することによる公衆衛生被害の発生や水道水源の汚染、さらには降雨時の浸水被害の発生など、市民の生命・財産に関わる重大な事態を引き起こす恐れがあります。

本市の近傍においても、過去には大きな地震が発生しています。下水道施設においては、これまで具体的な耐震対策はとっていないため、平成20年度に「東久留米市公共下水道地震対策緊急整備計画^{*}」を策定し、今後の地震対策について検討したところです。



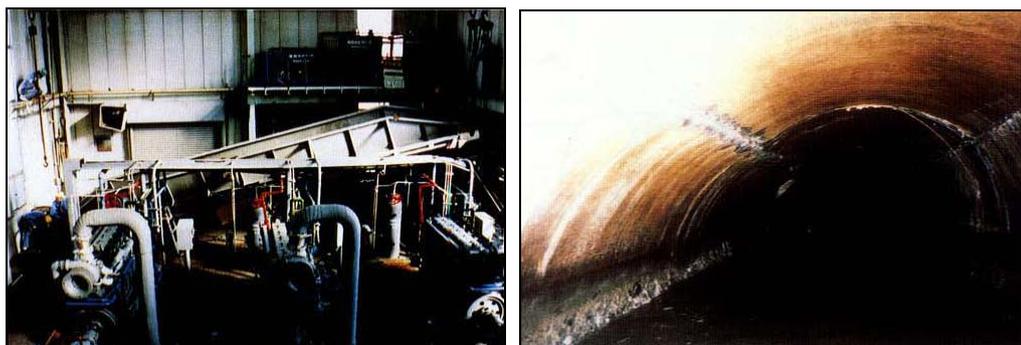
(出典：地震調査研究推進本部 HP)

図 2-21 東京都とその周辺の主な地震



(出典：国土交通省 HP)

図 2-22 地震による被害のイメージ



(出典：阪神・淡路大震災における下水道復旧の記録 平成7年7月 神戸市下水道局)

(左：ポンプ場の天井クレーン落下状況、右：幹線管渠の破損状況)

図 2-23 震災による下水道施設の被害例

課題

近年、全国各地で大規模地震が発生し、これまで地震発生の恐れが低いとされてきた地域においても地震被害が発生しています。この大規模地震によって、下水道施設への甚大な被害をもたらされることが想定されるものの、現在、本市の下水道施設に対する対策は図られておりません。

いつどこで起きてもおかしくない大規模地震に対して、平成20年度に策定した「東久留米市公共下水道地震対策緊急整備計画」を着実に進めていく必要があります。

2-5. 改築・修繕

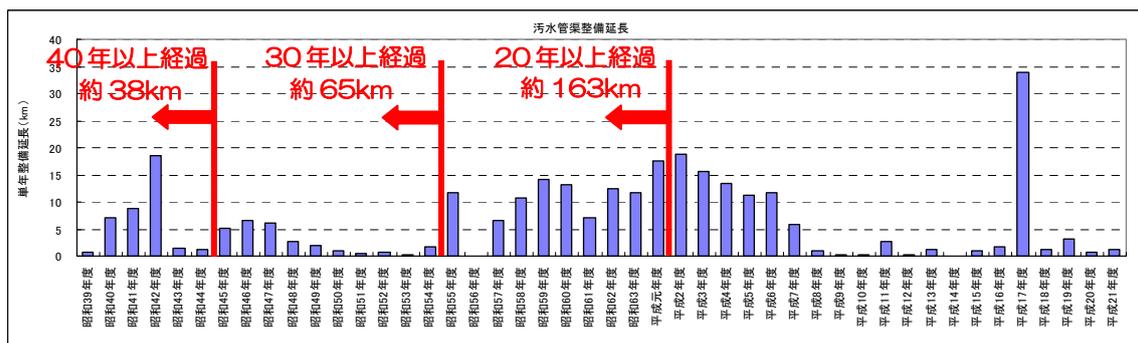
現 状

下水道管渠は、布設から年数を重ねるにつれて、劣化が進行します。劣化した状態を放置すると、管路の破損による下水道機能の停止、道路陥没などによる交通障害などの問題を生じさせます。そのため、予防保全型の維持管理とともに、劣化の度合いが高いと評価（あるいは予測）される管渠の改築*・修繕*も重要と考えられます。

本市の污水管渠については、昭和39年度の整備開始直後の4年間、昭和55年度から平成7年度までの16年間に、特に多く整備されています。

布設から20年以上経過した管渠が過半数を占めるようになっており、一般的に30年以上経過した施設での道路陥没が増加することが示されていることから（図2-25を参照）、これらの管渠は、今後、劣化の度合いが高くなることが予測されます。

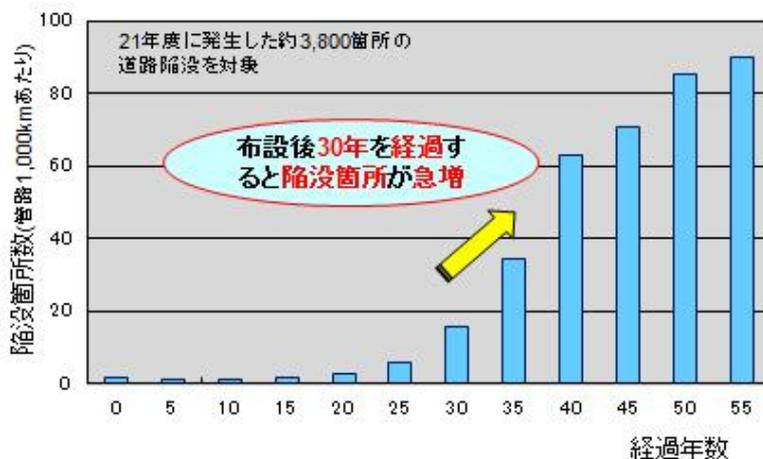
また、下谷ポンプ場については、ポンプ設備5台のうち、3台は建設当初の平成元年に、残りの2台は平成12年に設置されたものです。当初設置の3台については、設置から20年以上経過しており、標準耐用年数である15年を超えているため老朽化が懸念され、そのほかマンホールポンプを含めたポンプ設備の改築・修繕も必要となっています。



注.平成17年度については、過年度における宅地開発による管渠の移管延長を計上したものです。

上記の40年、30年および20年以上経過した管渠延長には、宅地開発による整備延長（平成17年度に計上）は含まれていません。

図2-24 污水管渠の整備年度別延長



(出典：国土交通省 HP)

図 2-25 経過年数別道路陥没箇所数 (全国)



(平成12年 東京都港区高輪)

(平成15年 東京都墨田区)

(出典：国土交通省 HP)

図 2-26 下水道管渠に起因する道路陥没の例

課題

適切な改築・修繕を行うためには、施設の維持管理履歴を整理し、その状況を適宜把握しておくことが重要ですが、本市においては、施設の劣化度評価に有効な維持管理情報を、すべての施設で整理できている状況になく、それら検討を進めるにあたっての情報が不足しています。

なお、施設の機能や役割を持続させるためには、改築・修繕が必要となりますが、その費用は膨大となることが想定されます。したがって、今後は、ライフサイクルコストの低減および事業費の平準化も考慮した計画的な改築・修繕を実施していくことが重要となります。

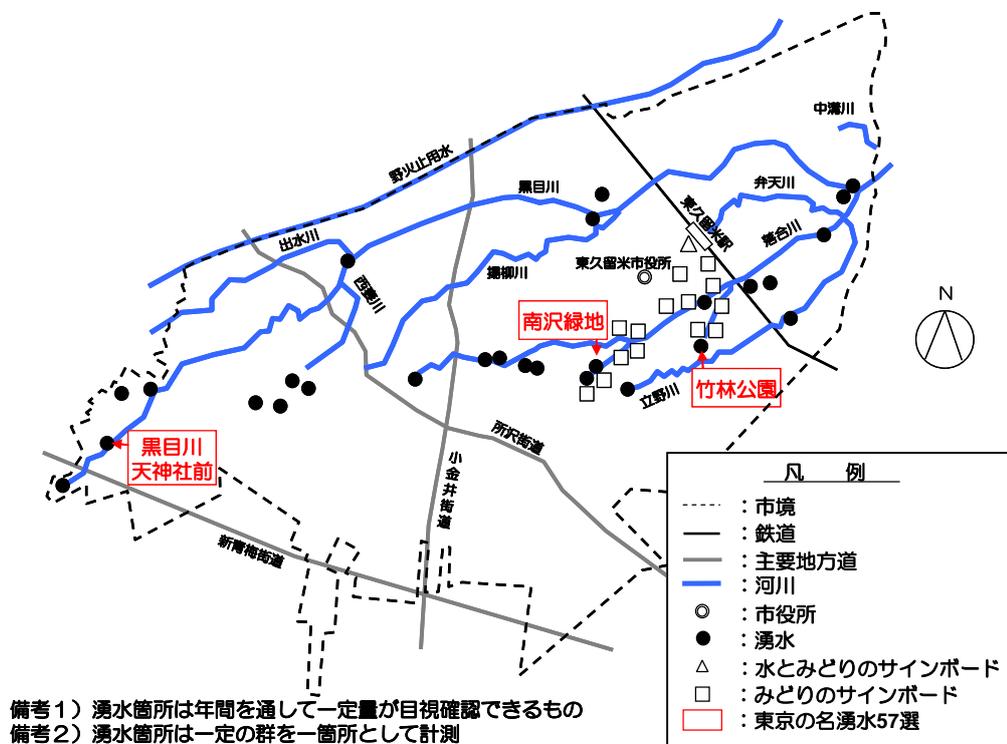
2-6. 水循環

現 状

本市には、東京都が、湧水*の保護と回復を図るため、水量、水質、その湧水にまつわる由来、周辺の景観などに優れた湧水を指定した「東京の名湧水（57選）」の3箇所（南沢緑地、竹林公園、黒目川天神社前）をはじめとする27箇所の湧水や、これらを水源とする黒目川、落合川などがあり、水辺環境に恵まれています。

また、環境省においては水環境保全の一層の推進を図ることを目的として、昭和60年に選定した「名水百選」に加え、新たな名水「平成の名水百選」を選定しており、本市の「落合川と南沢湧水群」が都内で唯一選ばれています。

こうした湧水や清流の保全・回復や水量の確保のため、本市では下水道整備のほか、地下水涵養*や雨水流出抑制などを目的とした「雨水浸透施設設置」を推進（設置状況については、表2-5、図2-29を参照）するとともに、平成17年には「東久留米市の湧水等の保護と回復に関する条例」を制定し、さらなる健全な水循環の構築に努めています。



(東久留米市環境基本計画 平成18年4月 をもとに作成)

図2-27 東久留米市の湧水箇所

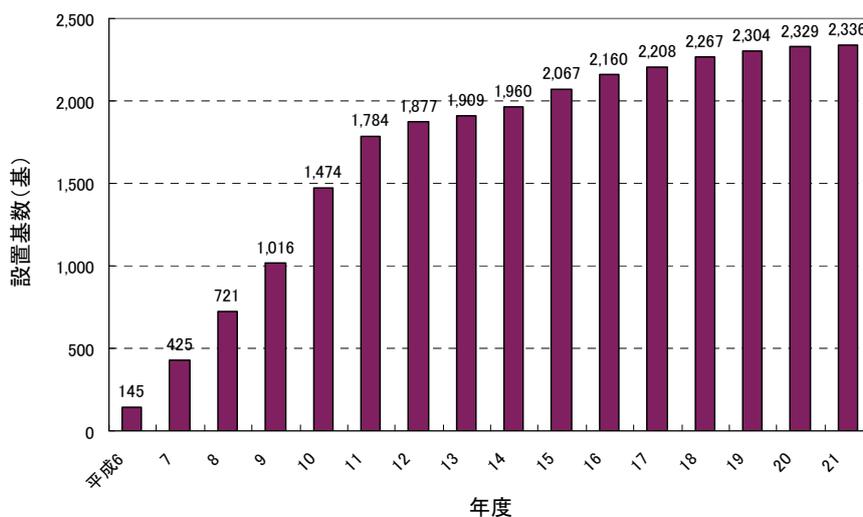


図 2-28 平成の名水百選にも選ばれている落合川（左）と南沢湧水群（右）

表 2-5 雨水浸透施設の設置（公共施設）

年 度	施 設
平成 8 年度	大道幼稚園
平成 9 年度	下里小学校
平成 10 年度	下里中学校
平成 11 年度	—
平成 12 年度	第五小学校
平成 13 年度	南町小学校
平成 14 年度	小山小学校・第九小学校
平成 15 年度	第一小学校・西中学校
平成 16 年度	第七小学校・本村小学校
平成 17 年度以降	—
計	11 箇所

（資料：環境部環境政策課）



（資料：環境部環境政策課）

図 2-29 雨水浸透施設の設置（既存住宅への補助交付基数）の推移

黒目川上流域については、緑地、広場や寺社などが点在するとともに、特に最上流部は、まとまった緑地保全地域に囲まれながらも水循環の過程で人が水に親しめる状況にありませんでした。本市では、地元自治会や自然保護団体からの要望や新所沢街道での浸水被害も踏まえ、浸水対策と親水機能[※]を両立するものとして水辺空間の創出を図っています。

これは、平成11年に、「黒目川上流域親水化検討委員会」を発足させ、学識者および市民参加による計7回の検討会での議論をもとに、親水化計画の提言をいただいたことから、黒目川上流域の2.3kmを整備対象とし、国土交通省の「水循環 再生下水道モデル事業（現在は、新世代下水道支援事業[※]）」の採択を受け、事業を実施しているものです。

Bゾーンを第1期事業区域とし、平成17年度末に完成しており、現在は、Aゾーンの整備を行っているところです。

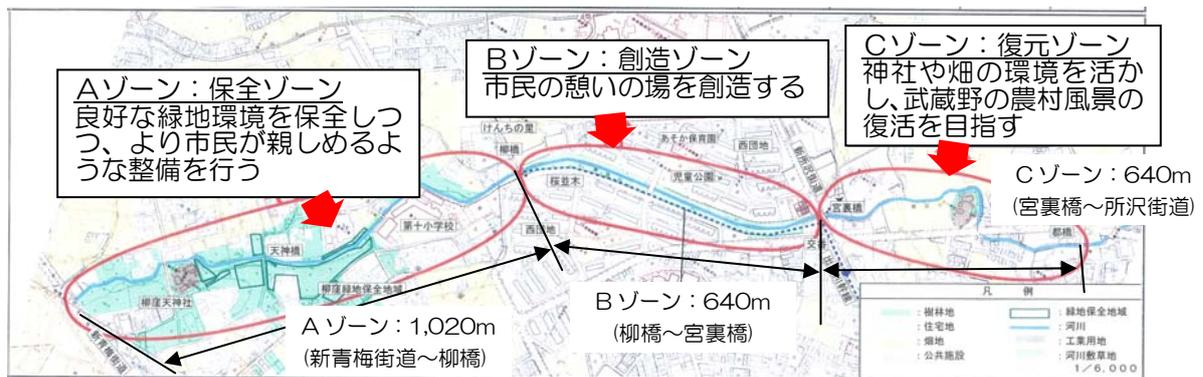


図 2-30 黒目川上流域親水化整備計画の概要（整備イメージは、p47 を参照）

課題

健全な水循環とは、市民生活の安心・安全と環境の保全を確保している一連の水（雨水、地下水、河川水など）の流れを意味します。この一連の流れを健全に保つには、雨水の貯留や浸透などの取り組みを推進していくことが考えられます。

雨水を貯留することにより、散水用水などとして有効に利用することができます。また、浸透施設を設置し、雨水を地下に浸透させることは、地下水の涵養などの環境保全に効果が期待され、湧水、清流の保全、さらには緑の育成、保全につながります。

これらの施策には、雨水流出抑制による浸水被害の軽減効果もあります。今後も黒目川上流域親水化整備と合わせてこれらの貯留浸透施策を行うことで水循環の健全化に寄与していくことが求められています。

2-7. 下水道経営

現 状

本市の下水道事業（汚水）における平成21年度の収入は、下水道使用料[※]収入が大半を占め、残りは一般会計からの繰入金となっています。この一般会計繰入金[※]の約2.1億円のうち、基準外の繰入金（本来、下水道使用料で賄うべき部分）が約1.2億円ある状況にあります。

支出については、今までの建設に使った地方債[※]の返済にあたる起債償還費と維持管理費が大半を占め、次いで、建設改良費の順となっています。

本市の汚水管渠整備は完了し、整備の事業投資のピークは過ぎている状況にあります。今後は、建設した施設を活用し、事業経営を行っていく維持管理の段階に移行してきており、汚水事業については、独立採算を目指した経営が必要となってきます。

なお、雨水事業については、公費負担であることを踏まえ、投資効果を見極めながら効率的に事業を実施していくことが必要です。

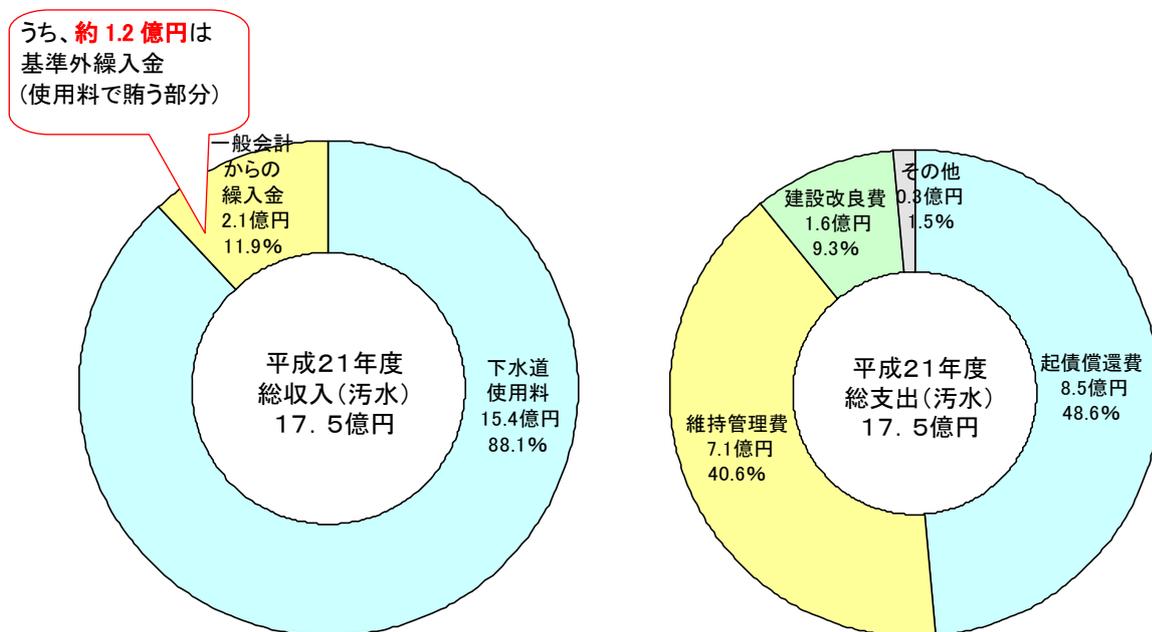


図 2-31 本市下水道事業（汚水）の収支（平成21年度）

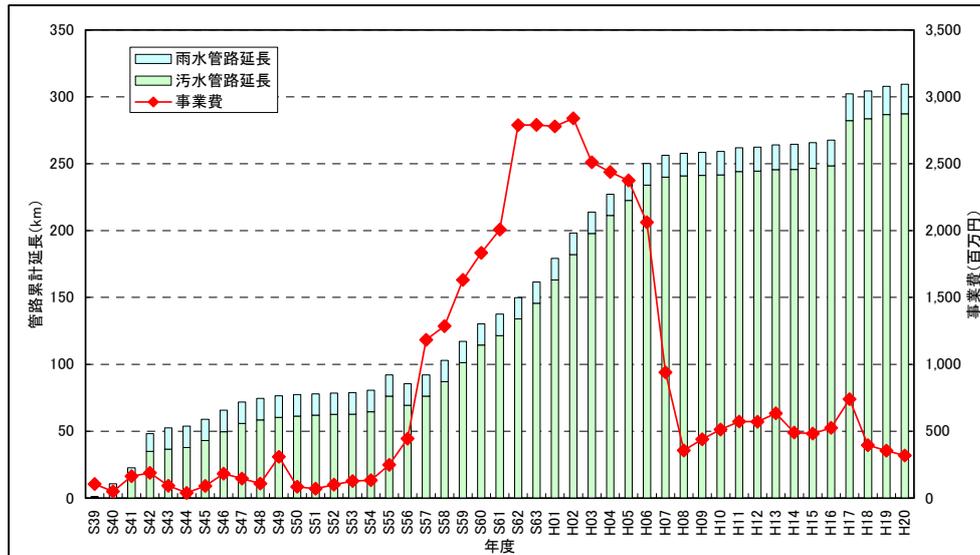


図 2-32 管路累計延長と事業費の推移

荒川右岸東京流域下水道構成市との経営状況の比較を以下に示します。なお、本市においては、建設時における受益者負担金^{*}(事業費の5%程度相当)を徴収していないため、資本費^{*}回収の面で下水道使用料金負担が大きい状況にあります。

表 2-6 荒川右岸東京流域下水道構成市との経営状況比較

項目	東久留米市	東村山市	東大和市	清瀬市	西東京市	武蔵野市	小金井市	小平市	武蔵村山市	9都市平均
整備率	98.5%	100.0%	97.1%	84.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	75.0%	95.0%
普及率	100.0%	100.0%	99.9%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
水洗化率	99.1%	98.5%	97.8%	98.5%	96.3%	100.0%	99.9%	97.1%	98.6%	98.4%
有収率	87.5%	87.9%	87.5%	87.2%	87.4%	98.6%	99.8%	96.1%	88.9%	91.2%
使用料単価 (円/m ³)	133.52	128.92	123.86	121.23	95.81	74.25	84.22	112.52	122.32	110.74
汚水処理原価 (円/m ³)	156.87	137.42	167.26	123.15	185.84	70.52	75.64	129.12	126.64	130.27
汚水処理原価 (うち維持管理費) (円/m ³)	65.53	69.24	64.66	63.92	67.24	66.64	63.16	58.29	63.22	64.66
汚水処理原価 (うち資本費) (円/m ³)	91.34	68.18	102.60	59.23	118.60	3.88	12.48	70.84	63.42	65.62
経費回収率	85.1%	93.8%	74.1%	98.4%	51.6%	100.0%	100.0%	87.1%	96.6%	87.4%
維持管理回収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
資本費算入率	74.4%	87.5%	57.7%	96.8%	24.1%	100.0%	100.0%	76.6%	93.2%	78.9%
一般家庭使用料 ※20m ³ あたり (円/1ヶ月)	1,911	1,638	1,575	1,610	1,354	945	1,102	1,580	1,292	1,445
備考 (建設時の受益者負担金の有無)	なし	あり	-							

注:上記の数値は「平成20年度下水道事業比較経営診断表」(総務省ホームページ)より整理したものです。

- 1.整備率=整備済み面積/全体計画面積
- 2.普及率=整備済み区域内人口/行政人口
- 3.水洗化率=水洗化人口/整備済み区域内人口
- 4.有収率=有収水量/処理水量
- 5.経費回収率=使用料単価/汚水処理原価 100%を超える場合は100%
- 6.維持管理費回収率=使用料単価/汚水処理原価(維持管理費) 100%を超える場合は100%
- 7.資本費算入率=(使用料単価-汚水処理原価(うち維持管理費))/汚水処理原価(うち資本費) 100%を超える場合は100%
- 8.一般家庭使用料は、1か月に20m³使用時の下水道料金を示します
- 9.網掛けは、東久留米市より優良項目を示します

本市においては、平成19年度に、公的資金補償金免除繰上償還制度を活用した「下水道事業健全化計画」を策定しました。この「下水道事業健全化計画」により、国（総務省）の地方自治体・公営企業^{*}に対する公債費負担軽減対策として、補償金（償還までの利子相当額）を免じての繰上償還が認められています。

今後の下水道経営にあたっては、「下水道事業健全化計画」に示した取り組みを進めていく必要があります。財政運営の課題と取り組みは下表に示す内容を掲げており、今後もこれらの取り組みを実施・推進していく必要があります。

表 2-7 財政運営の課題と取り組み

課題	取り組み
下水道使用料水準の適正化	使用料の見直しを予定します。
建設事業から維持管理事業への移行	既存の下水道施設の改築更新事業について、予防保全型の維持管理体制に移行し、施設の延命化を前提とした改築・更新事業を実施します。
維持経費の縮減	耐用年数経過によって維持管理費用は増加するが、事業内容を分析し、そのアウトソーシング [*] の推進により人員削減を行います。

（出典：「下水道事業健全化計画」）

課 題

本市における下水道施設は、市民生活の最も重要な都市基盤の一つとして、一時もそのサービスを中断することができないものとなっています。

今後は、下水道事業の更なる発展と信頼のため、支出と収入のバランスを考慮した効率的な下水道経営の手段を構築し、取り組んでいくことが必要です。

第3章 下水道事業の目指すべき方向

3-1. 下水道事業をとりまく環境

本市では、これまで、汚水の排除・処理の普及、都市の雨水排除、水質汚濁への対応など、時代のニーズに対応した整備を行ってきました。

近年の社会情勢での変化は、人口減少や少子高齢化、生活様式や都市構造の変化のほか、経済活動の鈍化が急速に進展しています。その結果、下水道計画の基盤となる前提条件の変化、下水道使用料収入の減少により下水道の経営に影響を及ぼすことが予想されます。

現在、市民誰もが下水道施設を使用できる環境にあり、公共サービスとしてこれからも充実していく必要があります。これまで整備してきた下水道施設のストックは膨大な量となり、それらの老朽化が懸念されます。その結果として、管渠の破損などが生じた場合、道路陥没や排水機能が停止することが想定されるとともに、災害時にはトイレが使用できなくなるなど、市民生活、経済活動へ重大な影響を及ぼすことも考えられます。さらに、本市は湧水や河川などの水環境に恵まれており、この豊かな水環境の保全が課題となっております。

このような社会情勢や下水道ニーズの変化に対応することが必要となっており、市民・事業者・行政（市）が一体となって取り組んでいくことが望まれます。

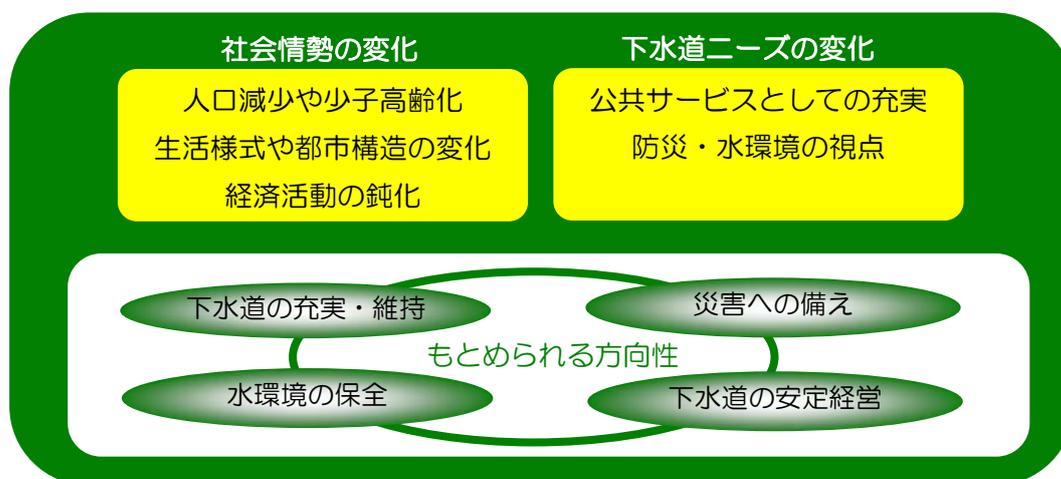
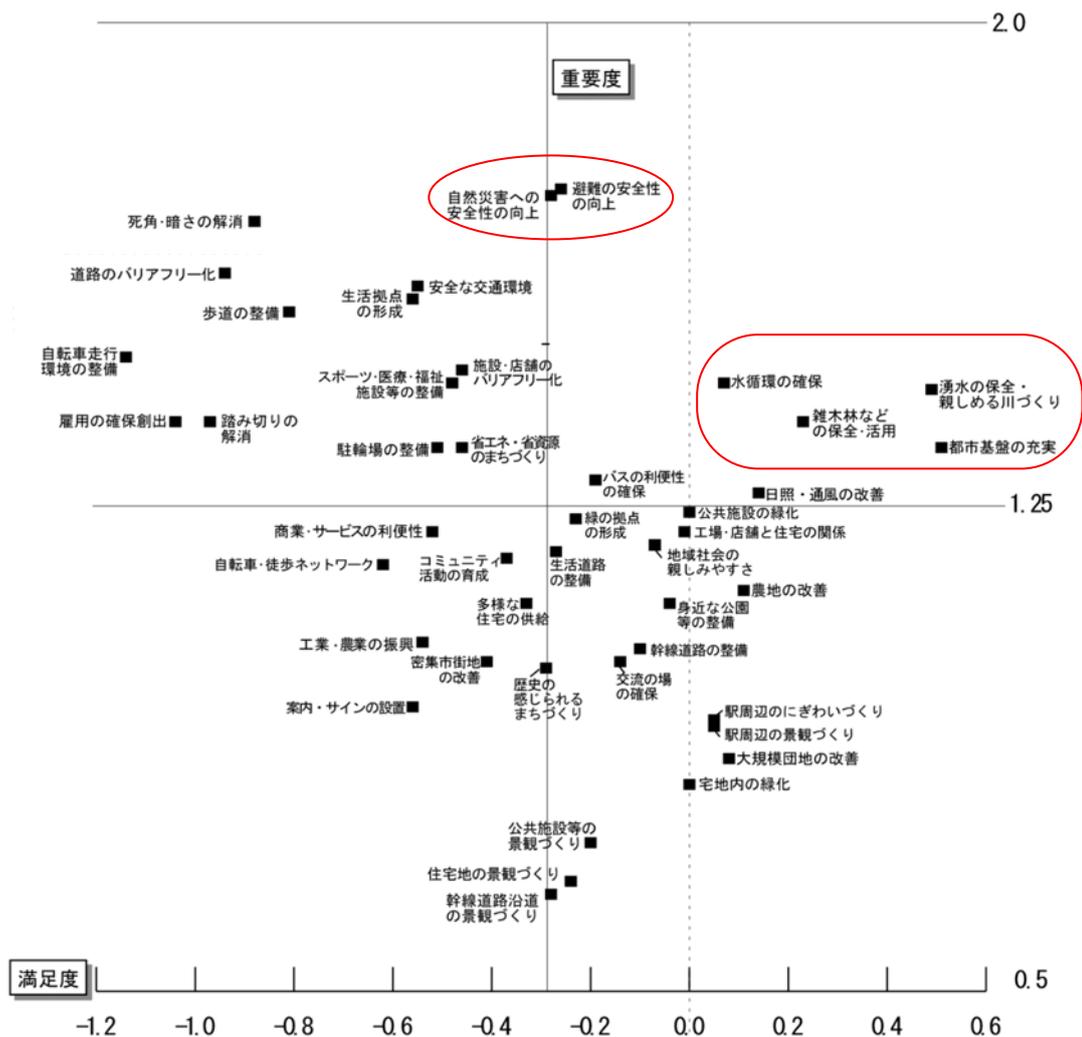


図 3-1 下水道事業をとりまく環境

市民アンケートの結果からは、下水道施設を含めた都市基盤の充実や下水道事業としても貢献する湧水の保全・親しめる川づくりなど、概ね満足度が高いことが伺えます。

なお、自然災害への安全性の向上については、重要との意見が多く、今後の取り組み課題と考えられます。



注. 現在の満足度：「満足」を2点、「やや満足」を1点、「やや不満」をマイナス1点、「不満」をマイナス2点とし、得点の合計を回答数で割った数値を表しています。

今後の重要度：「重要」を2点、「やや重要」を1点、「重要でない」をマイナス2点とし、得点の合計を回答数で割った数値を表しています。

(資料：東久留米市都市計画マスタープランの中間見直しのための市民アンケート)

※平成22年1月実施

図3-2 市民の市政に対する満足度・重要度

3-2. まちの将来像からみた下水道事業が貢献するまちづくり

今後の本市の目指すべき方向を示す「東久留米市第4次長期総合計画」では、将来都市像を「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」とし、さらなる発展を目指しています。また、その実現のため、まちづくりの基本理念を「みんなが主役のまちづくり」とし、5つの基本目標を設定しています。

この基本目標を踏まえたまちづくりの施策の中で、「生活の快適性を支えるまちづくり」では基本的な事業として「公共下水道の整備」が、また「水と緑にふれあうまちづくり」では基本的な事業として、「水辺環境の保全と活用」が掲げられています。

これを受けて、本下水道プランでは、この二つの基本的な事業を「下水道事業が貢献するまちづくり」として、まちづくりの施策に位置づけるものとします。

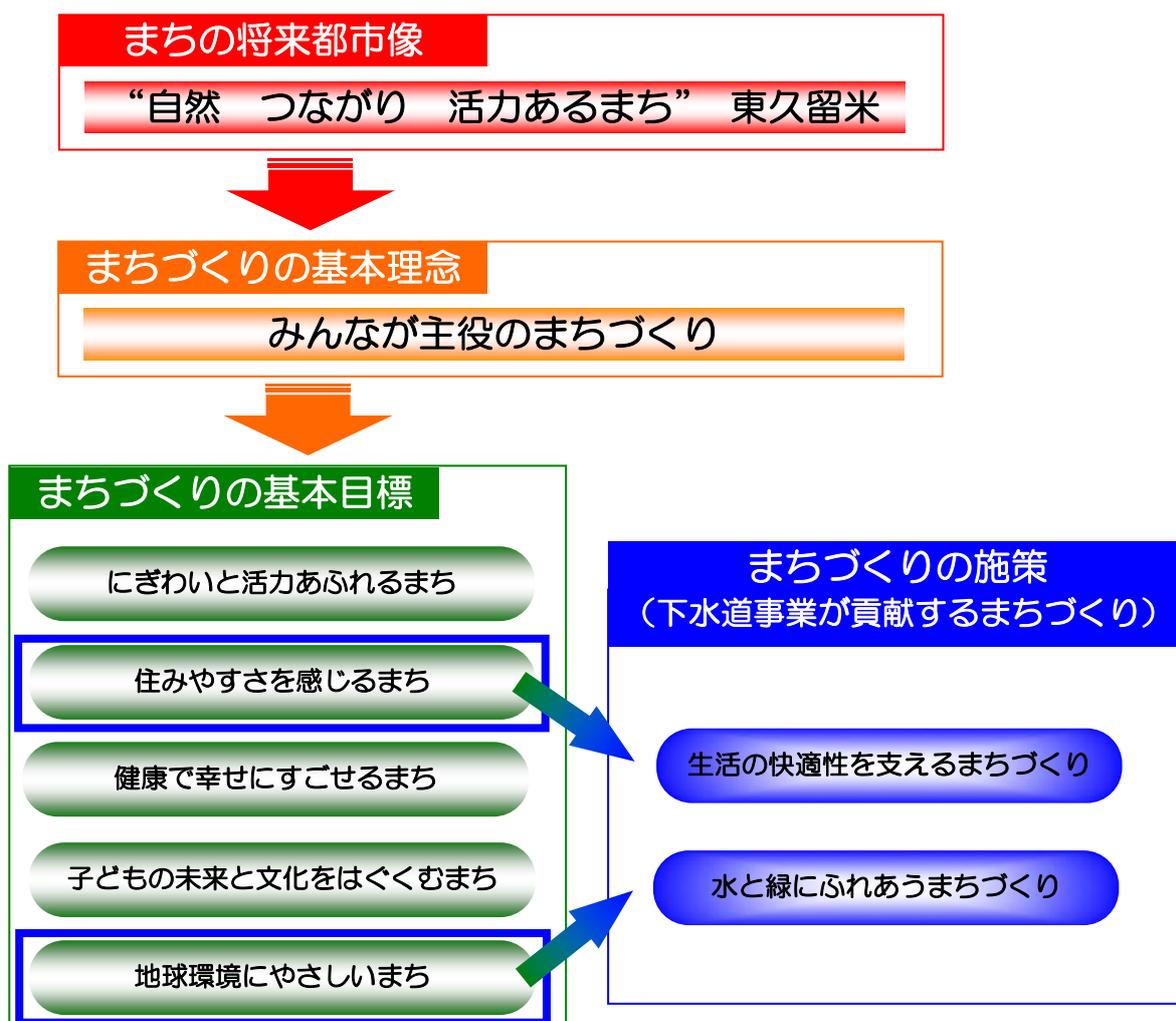


図 3-3 下水道事業が貢献するまちづくり

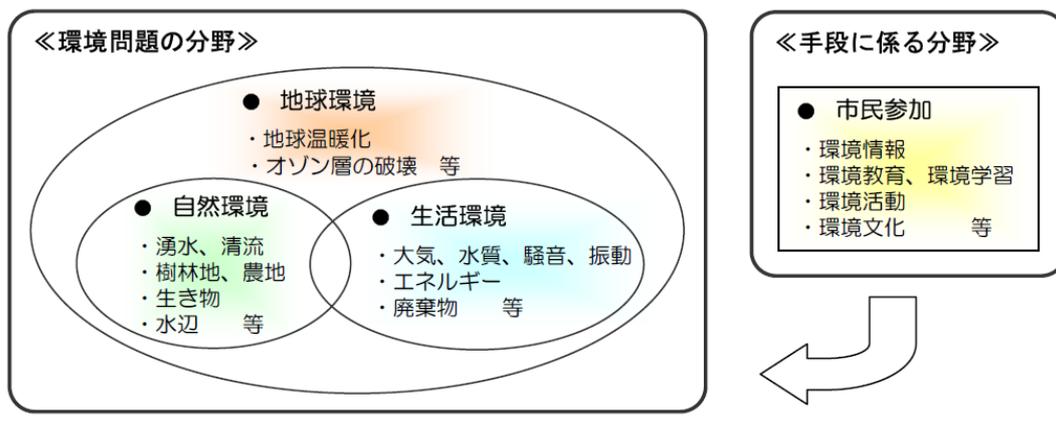
本市では、環境の保全・回復および創出について基本理念を定め、市民・事業者・市の責務を明らかにするために、平成16年4月に「東久留米市環境基本条例」を制定しています。また、この「東久留米市環境基本条例」に基づき、環境の保全などに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年4月に「東久留米市環境基本計画」を策定しており、本市の将来の環境像を「水と緑、安心した暮らしをみんなで育むまち“東久留米”」とし、環境基本条例第3条に示される基本理念に対して、3つの基本目標を掲げています。

<環境基本計画の基本理念> 環境基本条例 第3条 基本理念

- ・ 環境の保全等は、市民が快適な生活を営む良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- ・ 環境の保全等は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりを目的とし、市、市民、事業者等、すべての者の積極的な取り組みによって行われなければならない。

<環境基本計画の基本目標>

1. 水と緑と生き物をまもり、育てるまち
2. 安全で美しい、資源循環のまち
3. みんなで取り組む環境のまち



(資料：東久留米市環境基本計画 平成18年4月)

3-3. 下水道事業における基本理念および基本方針

先に示した本市の下水道事業をとりまく環境と将来都市像実現のために下水道事業が貢献するまちづくりを踏まえて、本市の下水道事業における基本理念と基本方針を以下のように掲げます。

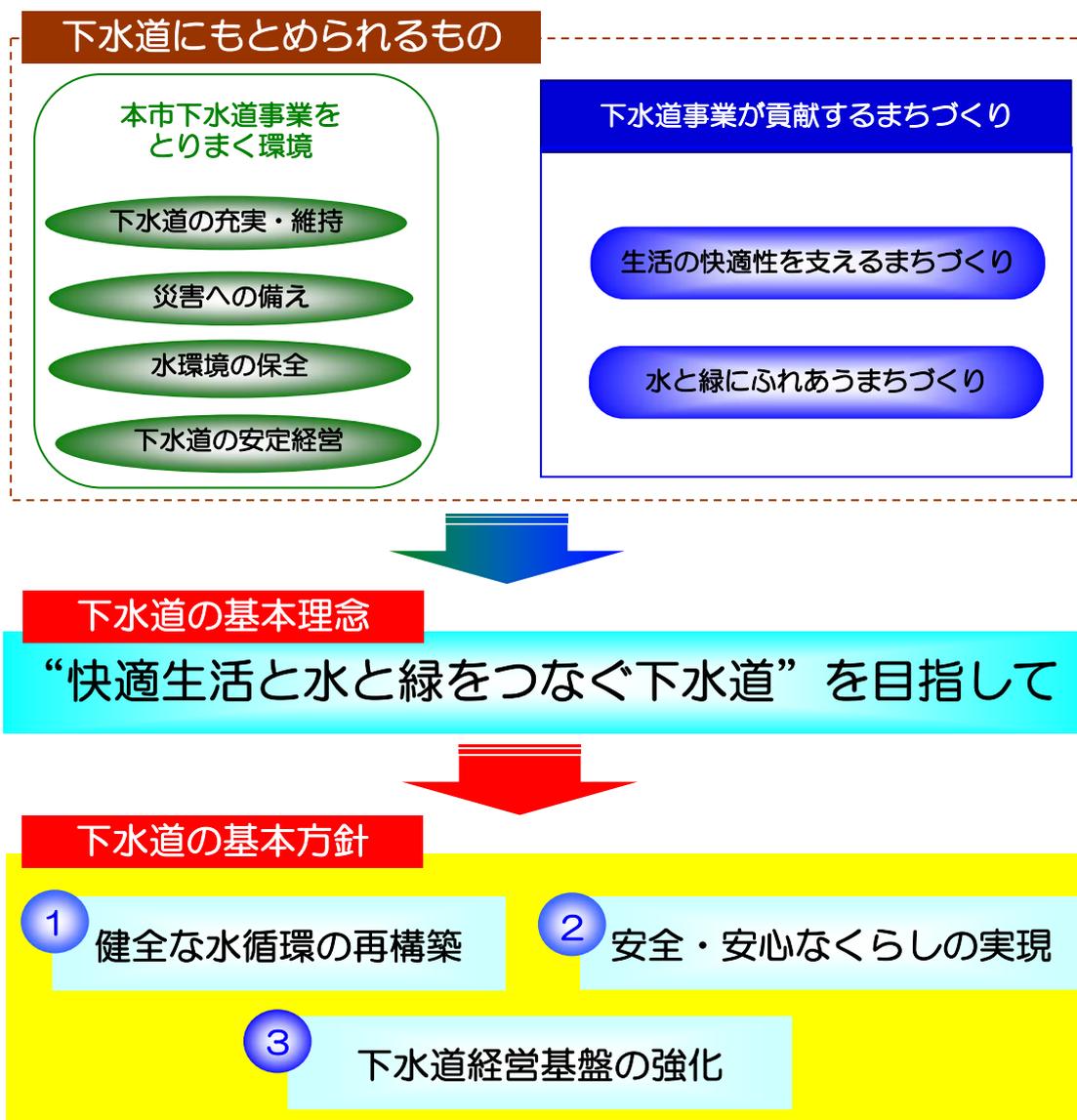


図 3-4 「下水道プラン」の基本理念および基本方針

第4章 今後の下水道事業の施策と目標

4-1. 施策の体系

本市では、「快適生活と水と緑をつなぐ下水道」を目指して」の基本理念のもと、3つの基本方針に対する目標および目標に対する施策のあり方を踏まえた具体的な施策を実施していくものとします。

各基本方針に対する施策のあり方を表 4-1 に、施策の体系を図 4-2 に示します。

今後はその施策の考え方に基づき、具体的な施策展開を図ります。

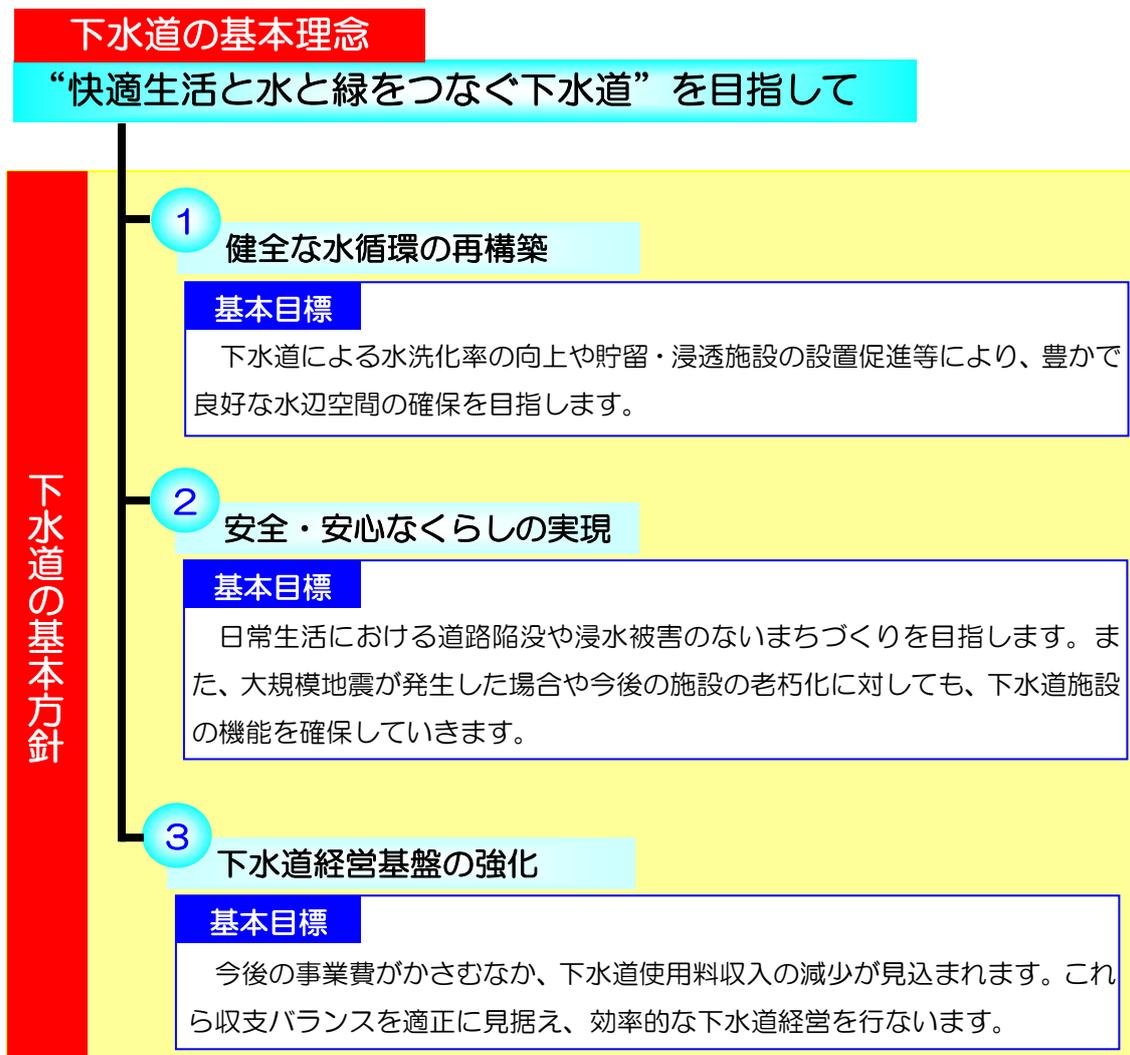


図 4-1 「下水道プラン」の基本方針に対する基本目標

表 4-1 「下水道プラン」の施策のあり方

基本理念	基本方針	個別目標	施策のあり方
“快適生活と水と緑をしながら下水道”を目指して	健全な水循環の再構築	1 快適な市民生活の確保、公共用水域の水質保全のため、下水道による汚水処理100%を目指すとともに効率的な汚水収集とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の全域で水洗トイレが使用できる環境を維持するとともに、下水道未接続世帯の解消に向けて、下水道施設への接続促進を図ります。 ・下谷ポンプ場への流入区域の見直しを行い効率的な汚水収集とします。
		2 湧水や清流の保全、回復、水量の確保や雨水の利活用を進め、さらなる健全な水循環を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水管理の考えに基づき、雨水の貯留および浸透を促進します。 ・浸水対策と合わせた良好な水辺空間を創出します。
	安全・安心な暮らしの実現	3 雨水流出抑制型下水道を推進し、浸水被害を軽減します。	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水管渠未整備地区においては、雨水幹線整備および浸水被害がある地区の雨水管渠の整備を優先的に進めます。 ・雨水貯留浸透施設の設置を促進し、雨水の流出抑制に努めます。
		4 大規模地震発生時のトイレ機能の確保など、緊急時においても持続可能な下水道を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「東久留米市公共下水道地震対策緊急整備計画」における事業を推進します。 ・被害を受けた場合においても速やかな対応ができるよう努めます。
	下水道経営基盤の強化	5 下水道施設に起因する事故の未然防止を目指すとともに、施設の延命化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理情報の整理と下水道施設の適切な状況把握を行います。 ・従前の発生対応型の維持管理から予防保全型の維持管理へ転換を図ります。 ・施設の健全度を評価し、ライフサイクルコスト縮減の観点から、計画的・効率的な施設の延命化（長寿命化[※]）を図ります。
		6 下水道事業経営の健全化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の社会情勢や今後の事業を踏まえた適正な下水道使用料金水準の検討を行います。 ・予防保全型の維持管理やアウトソーシングなどにより効率的な事業運営を行います。

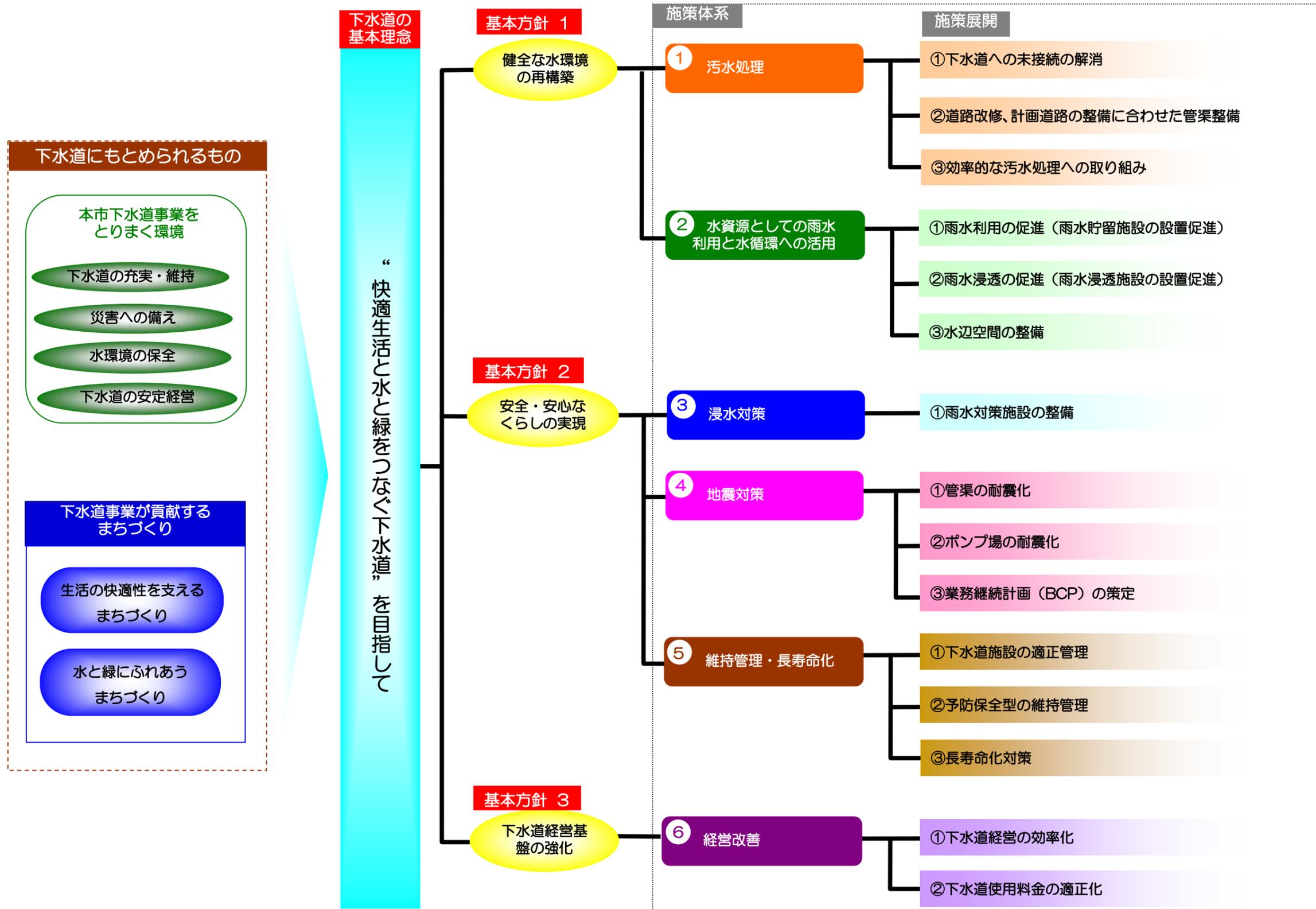
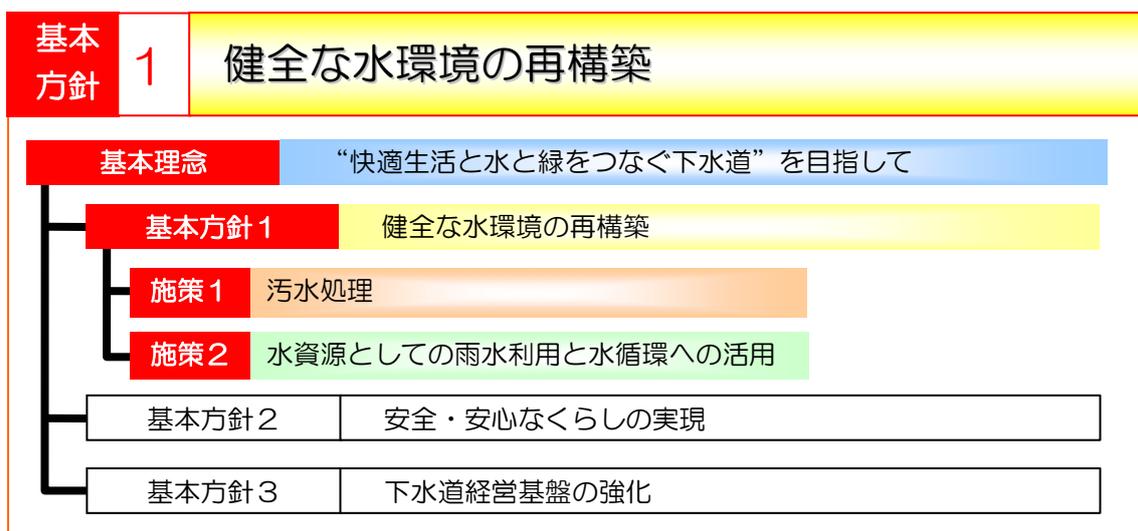


図 4-2 「下水道プラン」の施策体系

4-2. 施策の展開

各基本方針ごとの施策について今後の展開方針を示します。



施策 1

汚水処理

現状と課題

- 汚水管渠の整備は概成しており、市内の全域で水洗トイレを使用できる環境を維持する必要があります。
- 現在の下水道による水洗化率は、99.2%であり、下水道施設への未接続家屋が散在しています。そのため、残りわずかとなった未接続家屋の解消が急務となっています。
- 市内には、ポンプによる汚水の送水が必要な区域があります。下谷ポンプ場への流入区域については、一部管渠ルートの見直しにより管渠勾配による自然流下が可能な区域があることから、ポンプを使用しない効率的な汚水収集とすることが可能です。

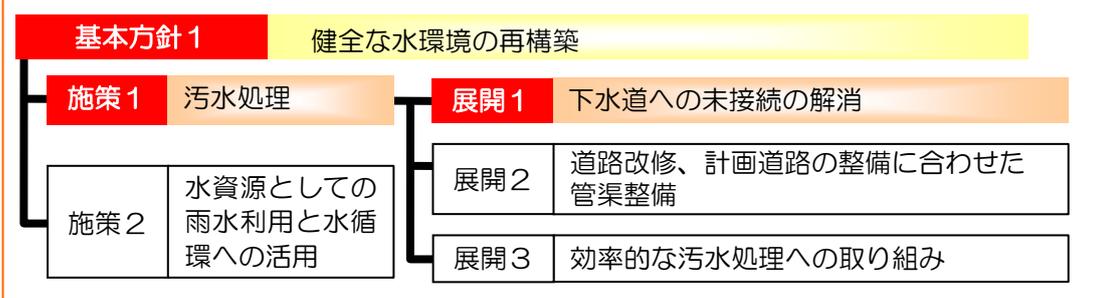
基本方針および施策のあり方

快適な市民生活の確保、公共用水域の水質保全のため、下水道による汚水処理 100%を目指すとともに効率的な汚水収集とします。

- ・市内の全域で水洗トイレが使用できる環境を維持するとともに、下水道未接続世帯の解消に向けて、下水道への接続促進を図ります。
- ・下谷ポンプ場への流入区域の見直しを行い効率的な汚水収集とします。

施策の体系と展開

展開1 下水道への未接続の解消

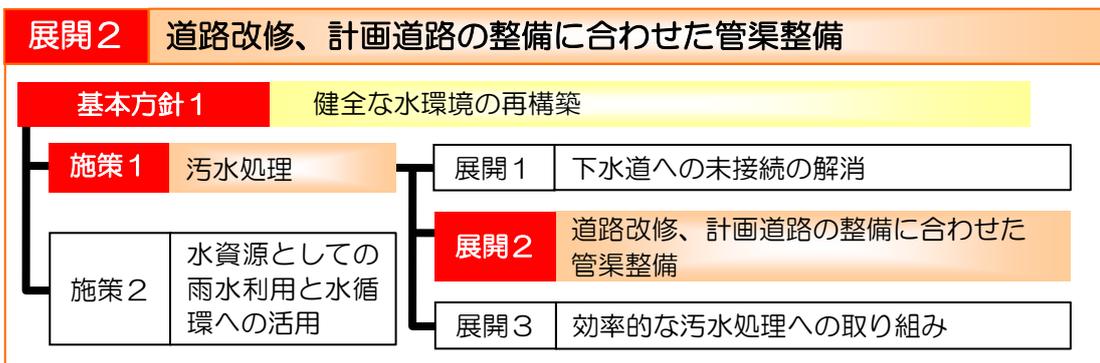


下水道施設へ接続していない市民に対して、パンフレットや市報などを通じた広報活動を積極的に展開するとともに戸別訪問を実施し、速やかな下水道施設への接続を促します。

図 4-3 広報活動（過年度における取り組み状況例）



（出典：東久留米市 HP）



市内全域においては、汚水整備が概成している状況にありますが、道路の改修や整備がある場合には、道路形態の変化に応じた汚水管渠の新設または再整備が必要となることから、道路整備に合わせた管渠の整備を行います。

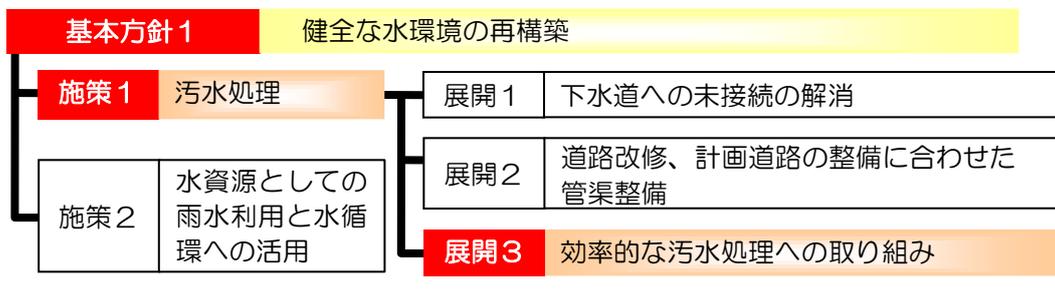
なお、今後、所沢街道の改修や、都市計画道路※東3・4・5号線、東3・4・20号線の事業化に伴う整備が計画されています。



注. 写真はマンホールの設置状況です

図 4-4 下水道（汚水）の整備状況

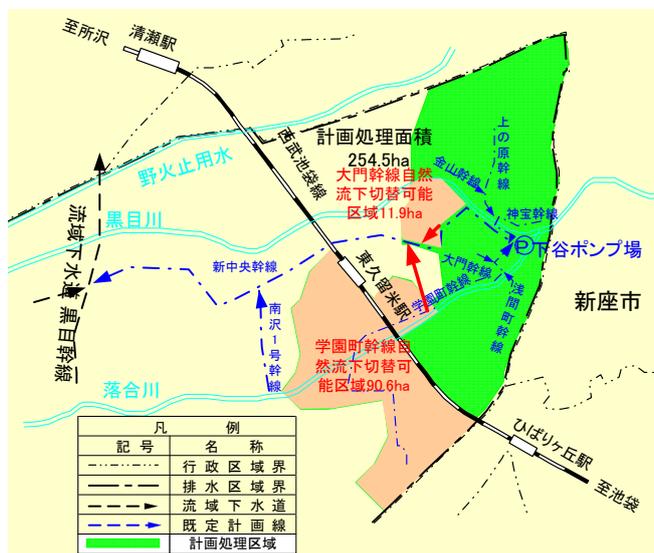
展開3 効率的な汚水処理への取り組み



下谷ポンプ場流域 256ha のうち、上流域 102ha について、管渠ルートの見直しにより管渠勾配による自然流下が可能な区域とすることができま

す。
過年度に行った下水道事業に対する再評価^{*}においても、ポンプ場への汚水流入量を減らすことで、ポンプ台数の削減による維持管理費用や改築費用が削減され、効率的な汚水収集が可能となることが示されました。また、消費電力量が低減することより、地球温暖化^{*}軽減にも寄与することが可能となります。したがって、流下系統の変更のための管渠整備を行います。

なお、下谷ポンプ場の規模縮小については、施設の長寿命化対策と併せて実施します。



下谷ポンプ場への流入区域 256ha のうち、上流域 102ha の区域を管渠勾配での自然流下に切り替えることにより、下谷ポンプ場へ流入する区域を 154ha に削減し、流入量（ポンプ稼働量）を減らすことが可能になります。

図 4-5 下谷ポンプ場流入区域の縮小

本市の下水道は、前述のとおり流域下水道に属していることから本市の汚水処理については、関連市の汚水とともに東京都の清瀬水再生センターで行われています。流域全体として効率的な汚水処理となるよう東京都および関連市との連携のもと取り組んでいきます。

施策
2

水資源としての雨水利用と水資源の活用

現状と課題

- 本市には、東京都の「東京の名湧水（57選）」に選ばれた南沢緑地、竹林公園、黒目川天神社前の湧水や環境省の「平成の名水百選」に選ばれた落合川と南沢湧水群など、豊かで良好な水辺空間を多く有しています。これら、湧水の確保など、豊かで良好な水辺空間を維持していくために、地下水の涵養を図っていく必要があります。
- 水資源としての雨水を有効に活用する必要があります。
- 本市の雨水整備については、浸水解消のほか、雨水の地下還元や雨水利用も視野に入れ、貯留・浸透施設を下水道システムに取り入れた「雨水流出抑制型下水道」を基本としています。

基本方針および施策のあり方

湧水や清流の保全、回復、水量の確保や雨水の利活用を進め、さらなる健全な水循環を構築します。

- ・ 雨水管理の考えに基づき、雨水の貯留および浸透を促進します。
- ・ 浸水対策と合わせた良好な水辺空間を創出します。

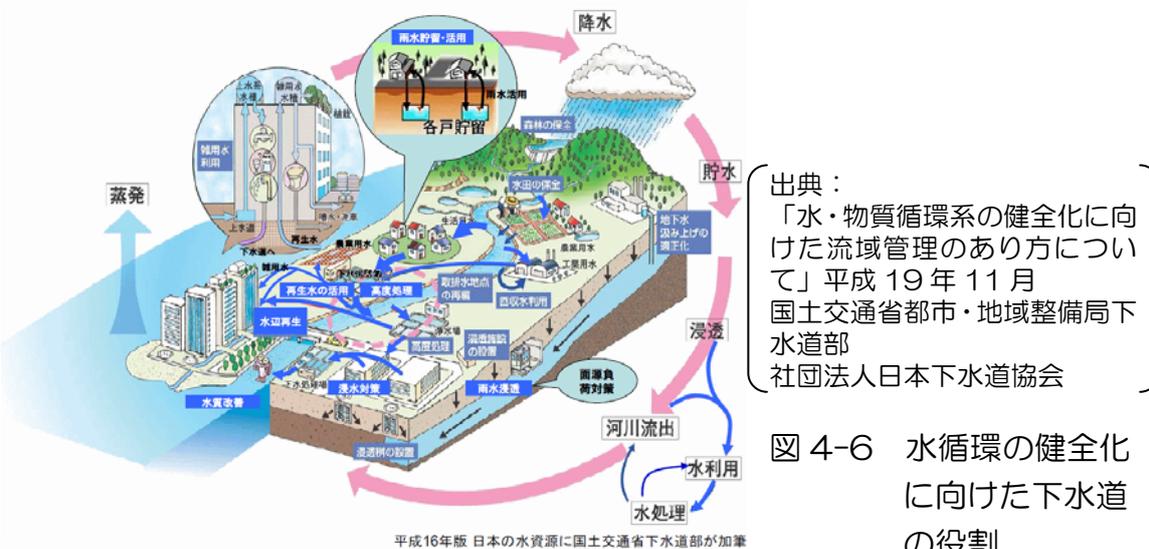
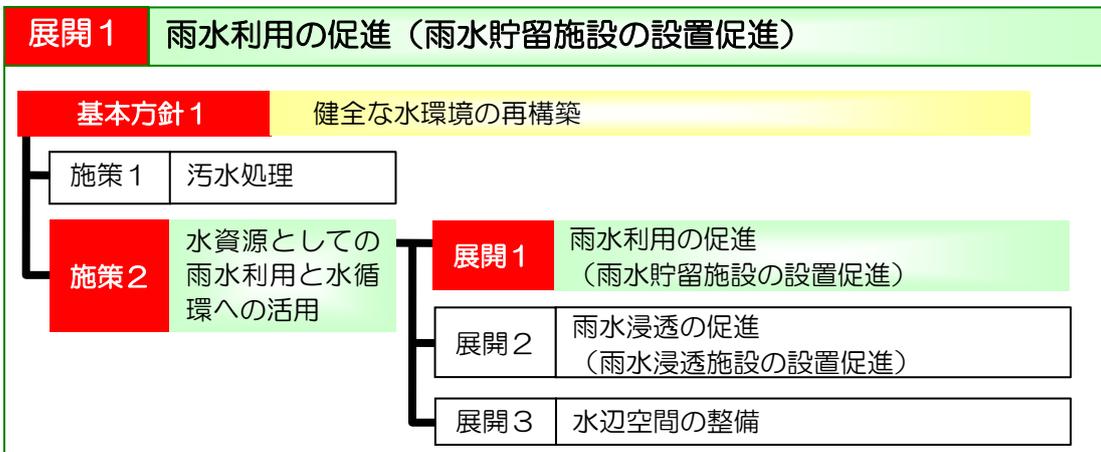
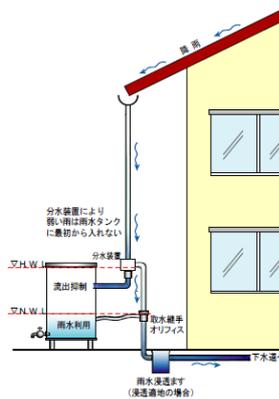


図 4-6 水循環の健全化に向けた下水道の役割

施策の体系と展開

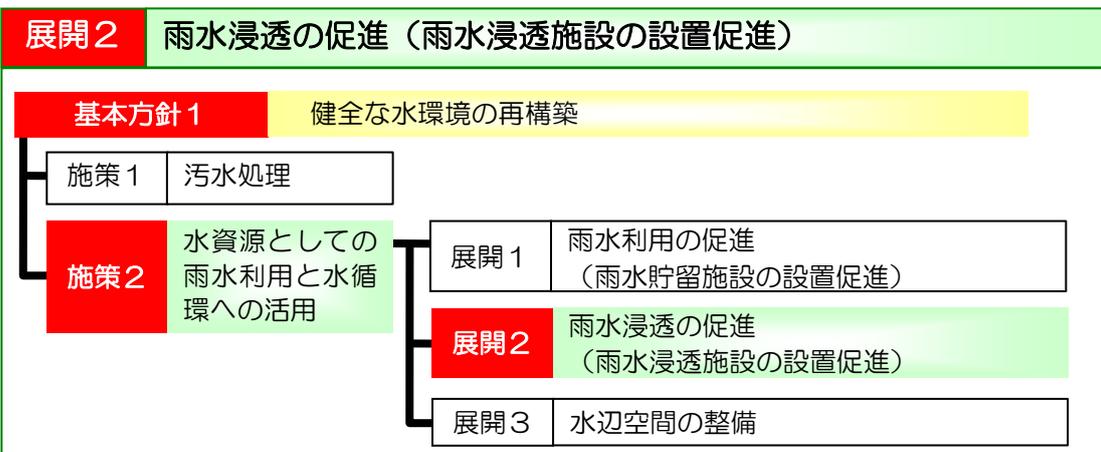


雨水を貯留し、散水用水などに利用することにより、限りある資源である水の有効活用を図ることが可能となります。関係部署との連携を図りながら、市民・事業者へのPRなどを通じた雨水の利活用の促進に努めます。



（出典：社団法人雨水貯留浸透技術協会 HP）

図 4-7 各戸による雨水貯留（利用）のイメージ



本市では、「東久留米市の湧水等の保護と回復に関する条例」を制定しており、この条例に基づき、湧水の確保など、豊かで良好な水辺空間を維持していくため、雨水浸透施設の設置促進による地下水の涵養に努めています。

なお、取り組みとしては公共施設への雨水浸透施設の設置を行っているほか、既存住宅を対象とした宅地内雨水浸透ます^{*}の設置費を助成しています。今後も関係部署との連携を図りながら、雨水浸透施設の設置を促進します。

●雨水浸透ます設置補助の概要

【補助対象者】

敷地が 1,000 平方メートル未満の既存の個人住宅（新築、増築などを除く一般住宅）を所有する方

【補助金額】

設置状況により、経費の全部または一部

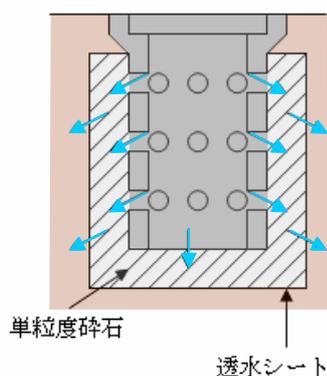
参考： 工事費単価 300 型 26,000 円

250 型 23,000 円

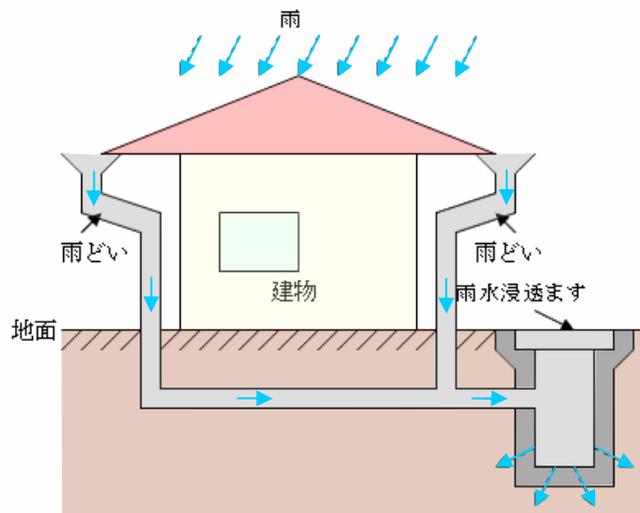
※換算屋根面積…一基につき 35m² まで

注. 設置をご希望の方は、市指定下水道工事店または環境政策課へご相談下さい。

・浸透ますの構造

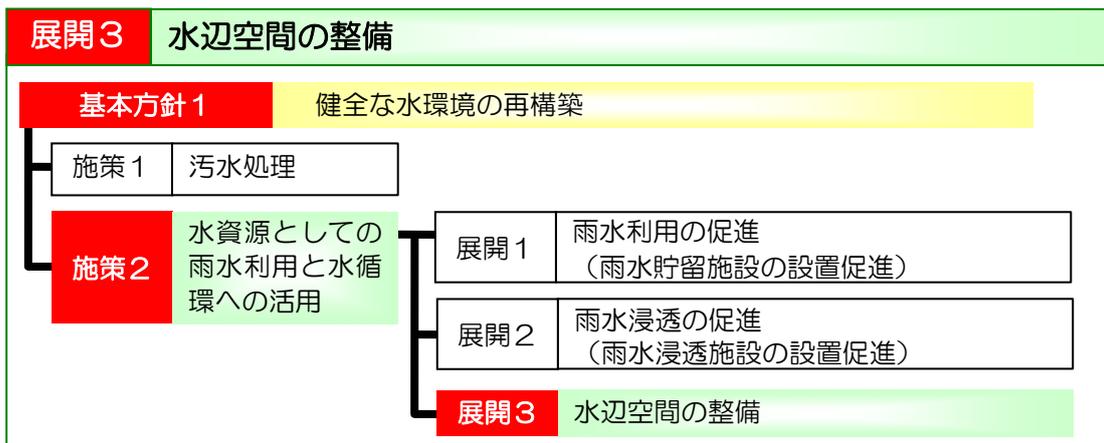


雨水浸透のしくみ



(資料：東久留米市 HP)

図 4-8 宅地内雨水浸透ますの構造と雨水浸透の仕組み



現状に示したように、本市では、浸水対策と併せて市民が水や自然とふれあえる水辺空間の創出を目指しています。黒目川上流域においては、東久留米市黒目川親水化検討委員会を設置し、検討した結果を受け、国土交通省の「水循環 再生下水道モデル事業（現在は、新世代下水道支援事業）」の採択により、親水路や遊歩道、しんやま親水広場などの整備を進めてきました。同流域においては、今後も、市民の憩いの場としての水辺空間の維持、創造を図っていきます。

この事業は、“水と緑にふれあうまち”のシンボルとして、今以上に水辺環境を向上し、「人と水辺とのふれあい」の場となることを期待するとともに、黒目川上流域にかかわる市民・事業者・行政が一体となって協力しながら、それぞれの役割を認識し行動することが必要です。

水辺環境を育む気持ちを伝えることになり、「人と人とのふれあい」を生み出し次世代に継承し、ただ黒目川の「かたち」だけを親水化するものではなく、水辺環境を育む「ところ」を伝えることを目指したいと考えています。

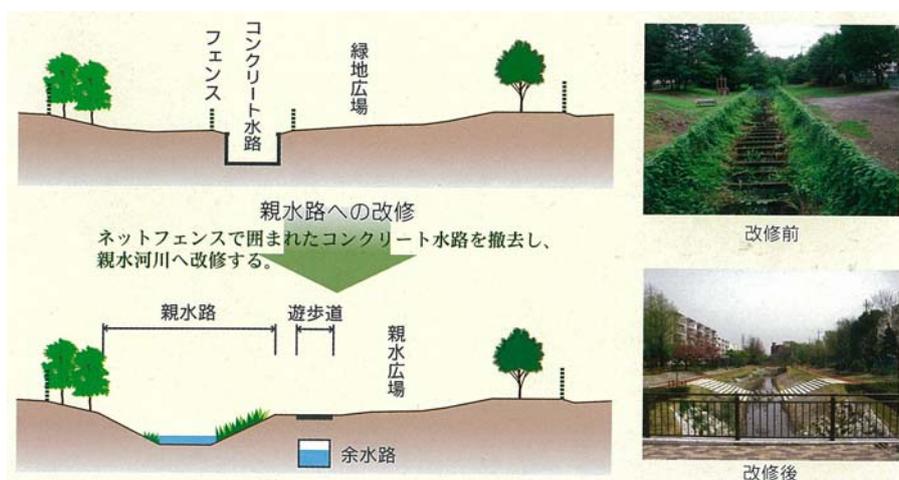


図 4-9 水辺空間の整備イメージ（Bゾーン）



Aゾーン整備イメージ（一部整備済み）



Bゾーン整備イメージ（整備済み）



Aゾーンの整備後に、Cゾーンを整備する予定としています。

Cゾーン整備イメージ

図4-10 黒目川上流親水化整備事業の概要

基本
方針

2

安全・安心なくらしの実現

基本理念

“快適生活と水と緑をつなぐ下水道”を目指して

基本方針1

健全な水環境の再構築

基本方針2

安全・安心なくらしの実現

施策3

浸水対策

施策4

地震対策

施策5

維持管理・長寿命化

基本方針3

下水道経営基盤の強化

施策
3

浸水対策

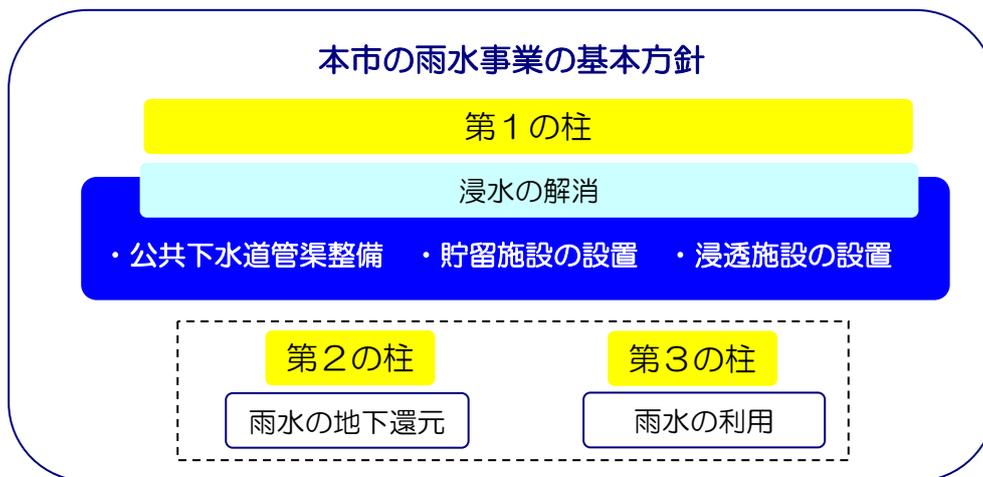
現状と課題

- 大雨時の道路冠水や床上浸水被害の発生が報告されています。
- 都市化の進展とともに浸透面積が減少し、雨水の地下浸透量が減少しています。
- 放流先河川については、一部未改修区間（埼玉県）がある状況にあり、下水道施設からの排出量が制限されている状況にあります。
- 雨水管渠の整備状況は十分とは言えません。

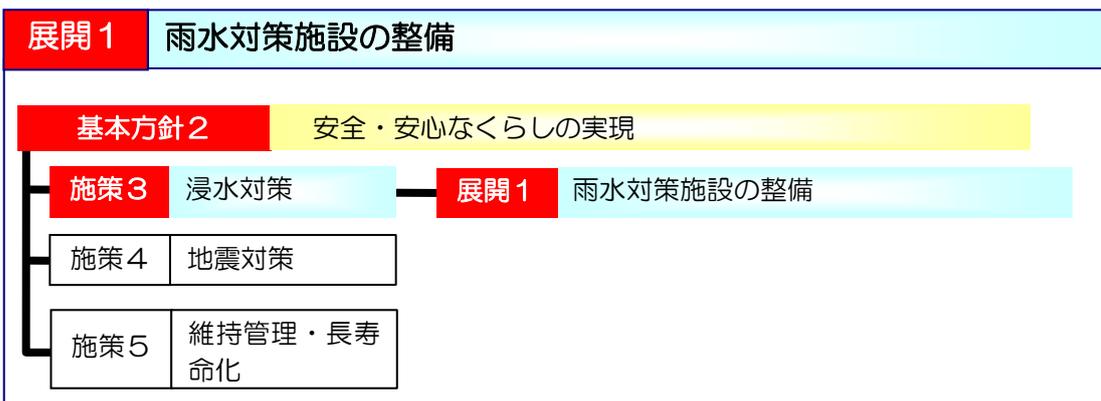
基本方針および施策のあり方

雨水流出抑制型下水道を推進し、浸水被害を軽減します。

- ・雨水管渠が未整備の地区においては、雨水幹線や浸水被害がある地区の管渠整備を優先的に進めます。
- ・雨水貯留浸透施設の設置を促進し、雨水の流出抑制に努めます。



施策の体系と展開



雨水管渠が未整備の地区に対して、時間最大降雨量 50mm に対応する管渠の整備を行います。

整備にあたっては、浸水実績や道路整備状況を考慮し、既設の道路排水管を有効に活用するなど、浸水軽減に向け効率的な整備となるように努めます。

なお、河川への放流制御や流域下水道区域内の整備については、東京都との調整を図り、進めていきます。

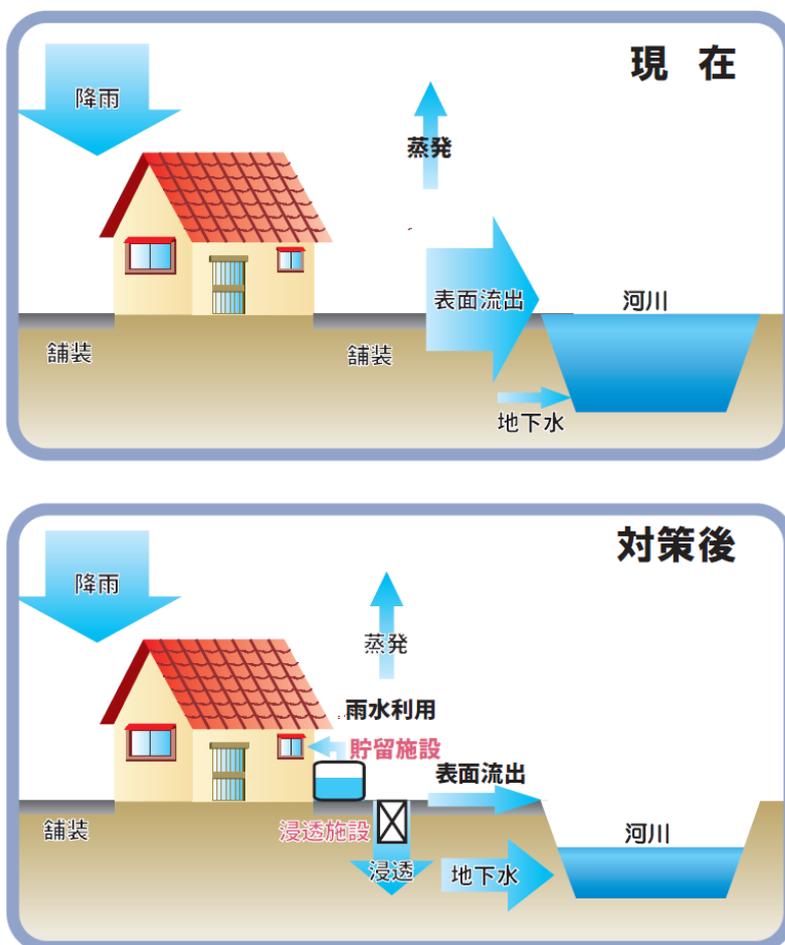


注. 写真は雨水管渠の設置状況です

図 4-11 下水道（雨水）の整備状況

また、浸水対策については、雨水管渠の整備だけでは不十分です。近年では、本市の雨水管渠の整備水準である時間最大降雨量 50mm を越える降雨（超過降雨）がみられることから、土地利用の変化、放流先河川の状態も踏まえ、浸水被害軽減のために雨水の流出量を減らす必要があります。

先に示した雨水貯留浸透施設の設置は、雨水の水資源の利用や地下水涵養のほかに、浸水対策としても有効であることから、雨水流出型下水道の考え方のもと、宅地開発などに対する流出抑制指導や既存宅内雨水浸透ますの設置費補助など、関係部署との連携および市民・事業者の協力のもと雨水貯留浸透施設の設置を促進していきます。



（出典：社団法人雨水貯留浸透技術協会 HP）

図 4-12 雨水貯留浸透による対策イメージ

施策 4 地震対策

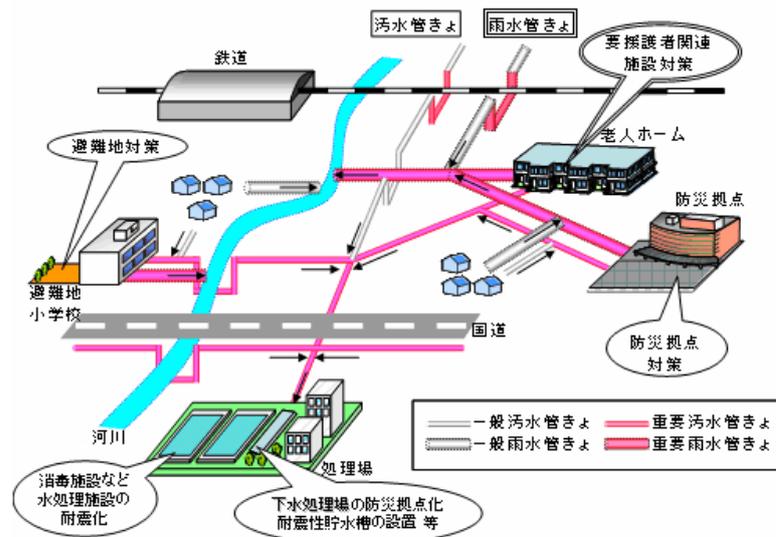
現状と課題

- 大規模地震発生時には、下水道施設の被害が懸念されます。
- 本市では、「東久留米市公共下水道地震対策緊急整備計画」を策定したところであり、まだ具体的な耐震対策が行なわれていません。
- 「東久留米市公共下水道地震対策緊急整備計画」を実行に移し、被災時におけるトイレ機能の確保などへの対応が必要となります。

基本方針および施策のあり方

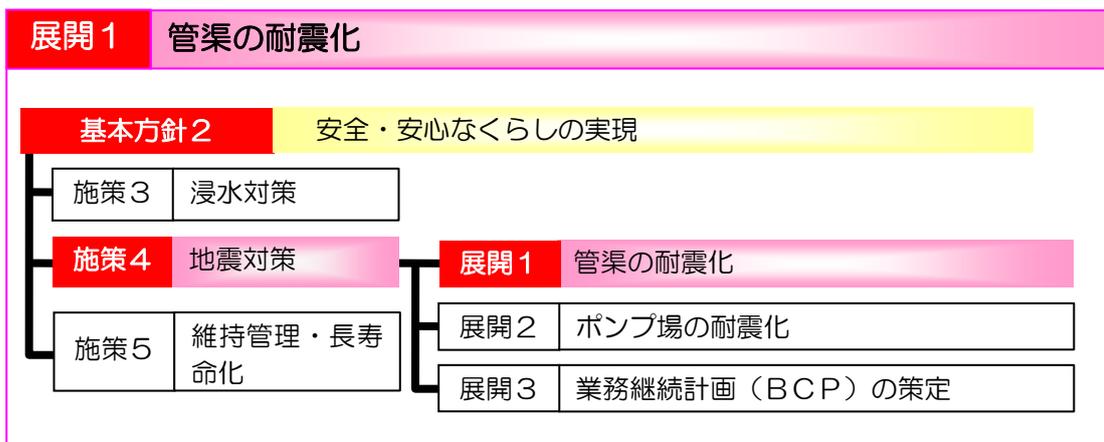
大規模地震発生時のトイレ機能の確保など、緊急時においても排水機能を有する下水道を目指します。

- ・「東久留米市公共下水道地震対策緊急整備計画」における事業を推進します。
- ・被害を受けた場合においても速やかな対応ができるよう努めます。



(資料：国土交通省 HP)

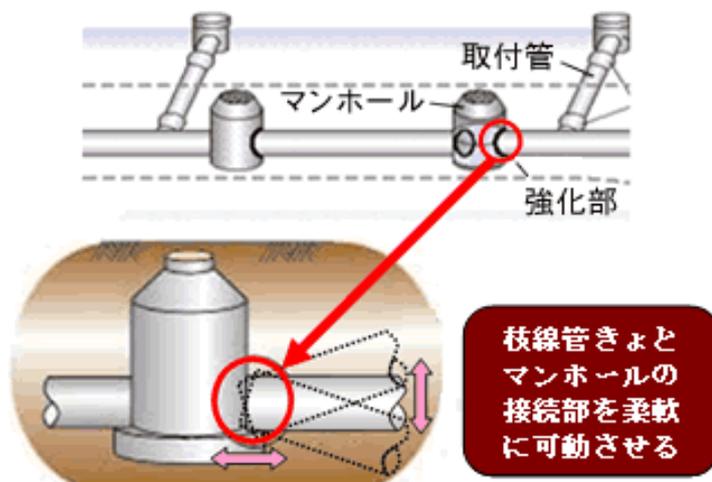
図 4-13 総合的な地震対策のイメージ



管渠の耐震化については、流下機能とトイレ使用の確保、また、二次災害の防止の観点が必要となります。

「東久留米市公共下水道地震対策緊急整備計画」では、軌道下および避難所からの排水を受ける管渠を優先として、耐震診断・耐震補強を実施することとしています。今後、計画に従い、事業を実施していきます。

なお、中長期的には、後述する長寿命化対策と調整を図り、「東久留米市公共下水道地震対策緊急整備計画」に位置付けられた管渠以外についても耐震性能の確保に努めます。



（出典：国土交通省 HP）

図 4-14 管渠耐震化のイメージ（管渠とマンホール接続部の可とう性化）

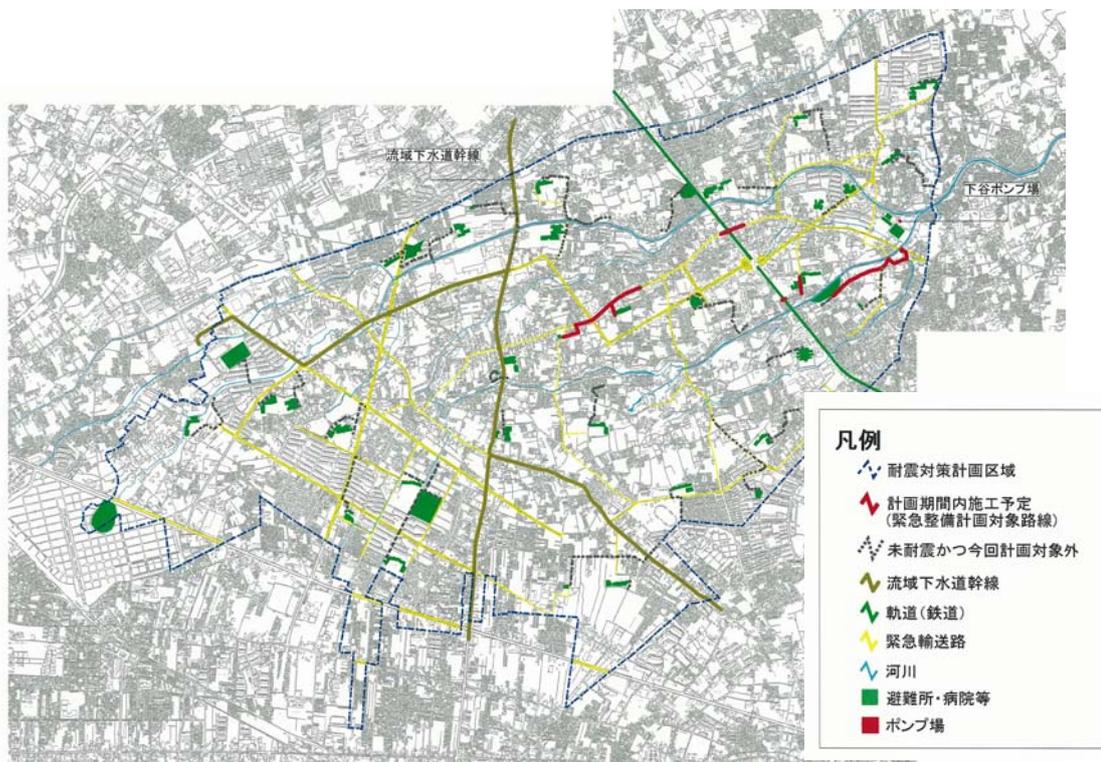
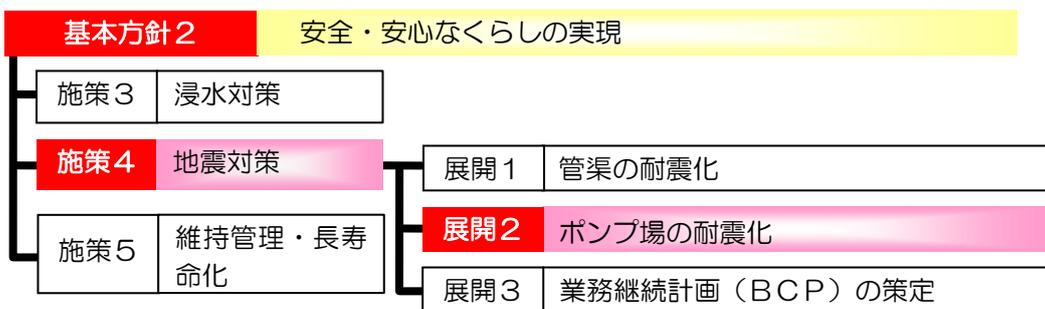


図 4-15 東久留米市公共下水道地震対策緊急整備計画図

展開2 ポンプ場の耐震化

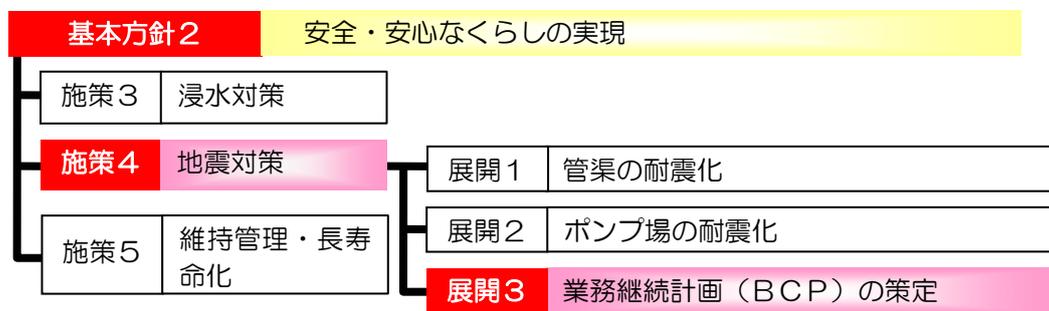


下谷ポンプ場については、地震時における揚排水機能の確保のための耐震化が必要となります。

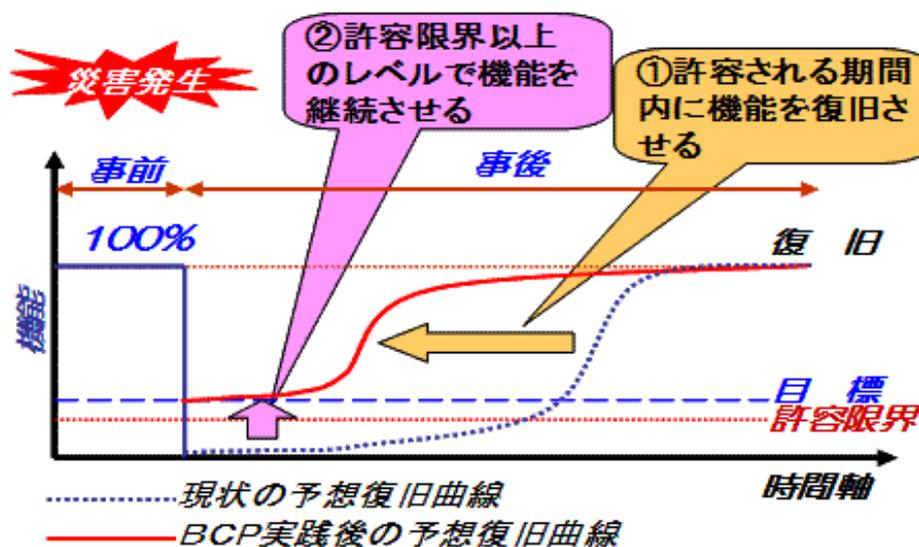
「東久留米市公共下水道地震対策緊急整備計画」では、下谷ポンプ場を対象とした耐震診断および耐震補強を行うこととしています。

なお、対策にあたっては、今後、施設の更新時期、長寿命化対策も考慮した効率的な対策とするよう努めます。

展開3 業務継続計画（BCP）の策定



地震が発生し被害を受けた場合、被害により失われた下水道施設の機能をいかに早く回復させるかが重要となります。現状を把握し、地震が発生した場合においても許容されるレベル以上での機能継続、可能な限り短い時間での復旧を目的とした業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定します。



（資料：国土交通省 HP）

図 4-16 業務継続計画（BCP）のイメージ

施策
5

維持管理・長寿命化

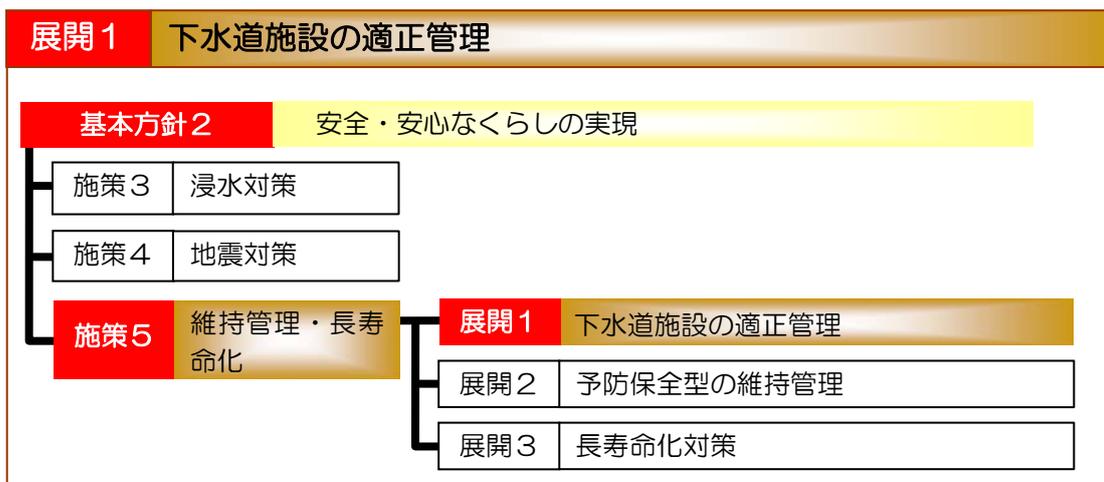
現状と課題

- 当初整備した施設は、昭和 39 年の整備から 45 年が経過しており、管渠の老朽化に起因する道路陥没も懸念されます。
- 下水道施設の機能維持、道路陥没防止のため、膨大な下水道施設の適切な管理が必要です。
- これまでの整備中心の考え方から、施設管理にも重点を置く必要があります（今後は施設の現状を適正に把握する必要があります）。

基本方針および施策のあり方

下水道施設に起因する事故の未然防止を目指すとともに、ライフサイクルコストを考慮した計画的な改築・修繕計画を実行し、下水道施設の延命化を図ります。

- ・ 維持管理情報の整理と下水道施設の状況把握を行います。
- ・ 従前の発生対応型の維持管理から予防保全型の維持管理への転換を図ります。
- ・ 施設の健全度を評価し、ライフサイクルコスト縮減の観点から、計画的・効率的な施設の延命化を図ります。



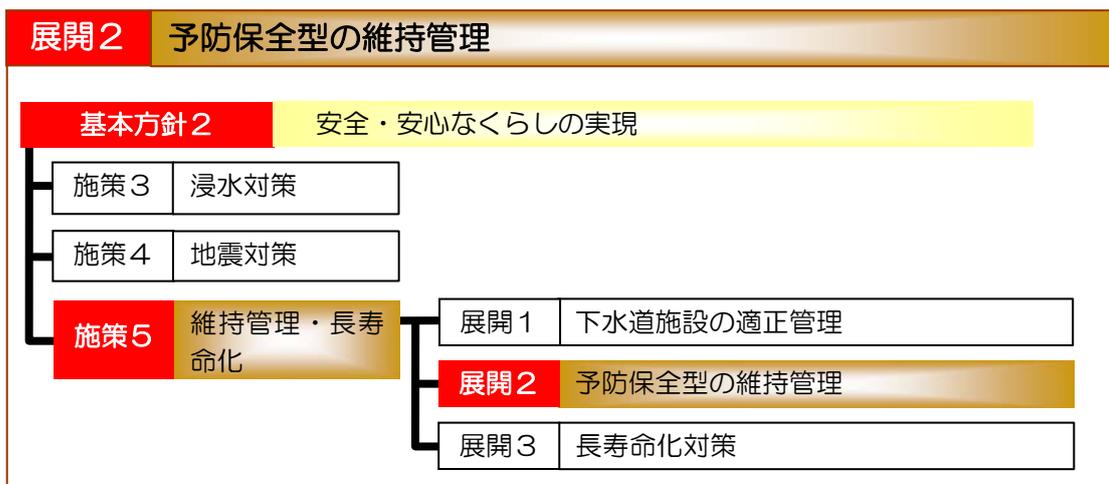
下水道施設の維持管理においては、下水道施設の状況把握が必要となります。

本市では、下水道施設情報を記載した下水道台帳^{*}の電子化を行い、施設管理に活用しています。今後は、調査や清掃、修繕などの計画的な維持管理を行い、施設情報と併せた維持管理情報の整理を行い、下水道施設の状況把握を行っていきます。

また、下水道施設を適正に使用していただくため、水質の監視を徹底するとともに管渠のつまりや悪臭の原因となる油の流入防止などのPRに努めます。



図 4-17 下水道台帳システム



本市の下水道施設の維持管理は、管理上問題がある箇所への事後対応であったことは否めません。

今後は、時間の経過とともに老朽化した施設も増加していくことから、それに起因する道路陥没などの被害が発生することも懸念されます。

個々の施設への対応ではなく、全体を見据えた計画的な予防保全型の維持管理を行い、道路陥没などの事故の未然防止に努めます。

なお、本市では、施設の重要度、管渠能力、経過年数をもとに污水管渠調査優先度マップを作成しており、今後、これに基づき計画的に調査を進めていく予定です。

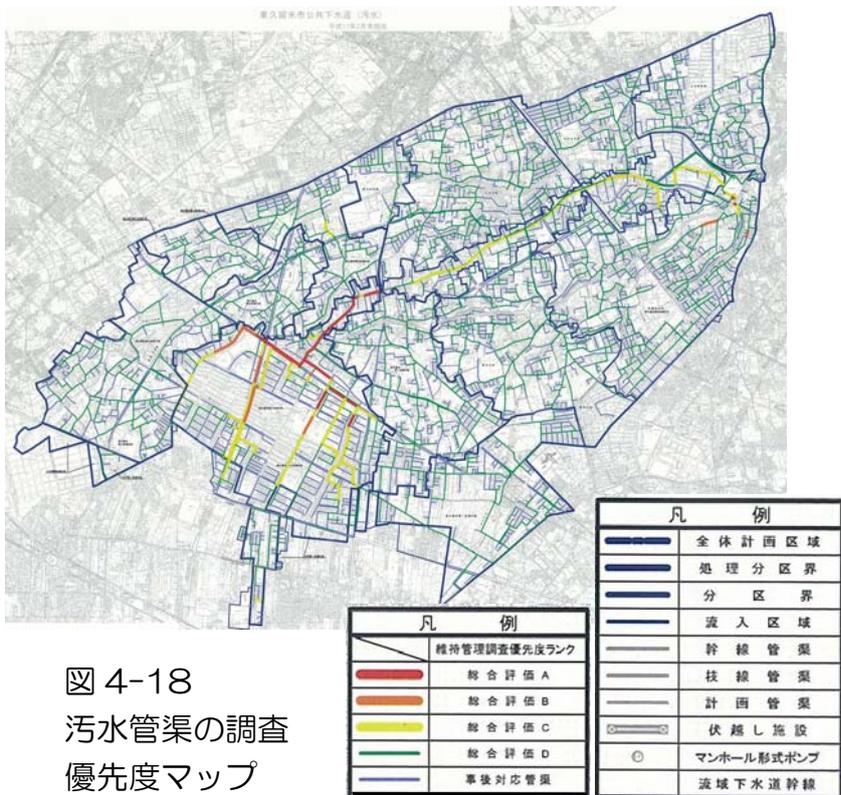
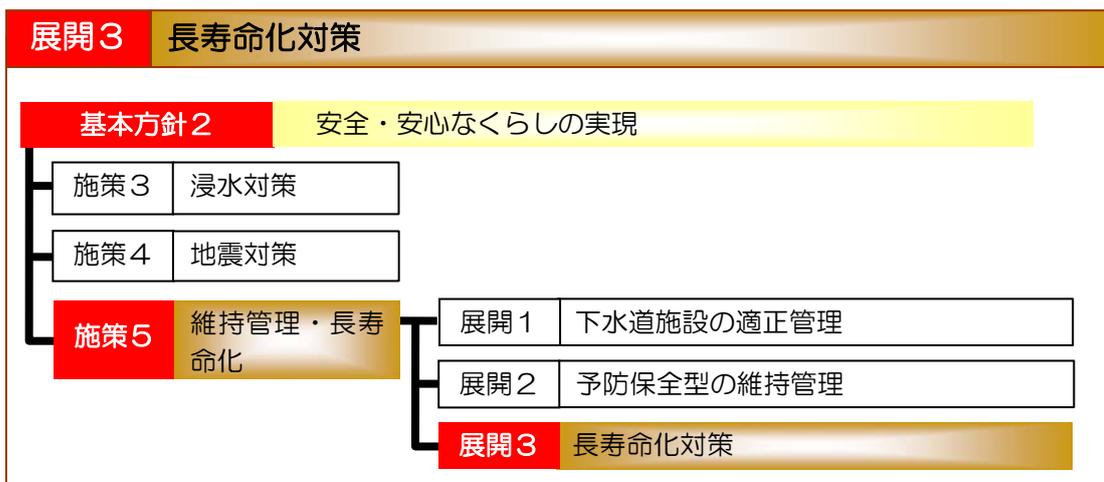


図 4-18
污水管渠の調査
優先度マップ



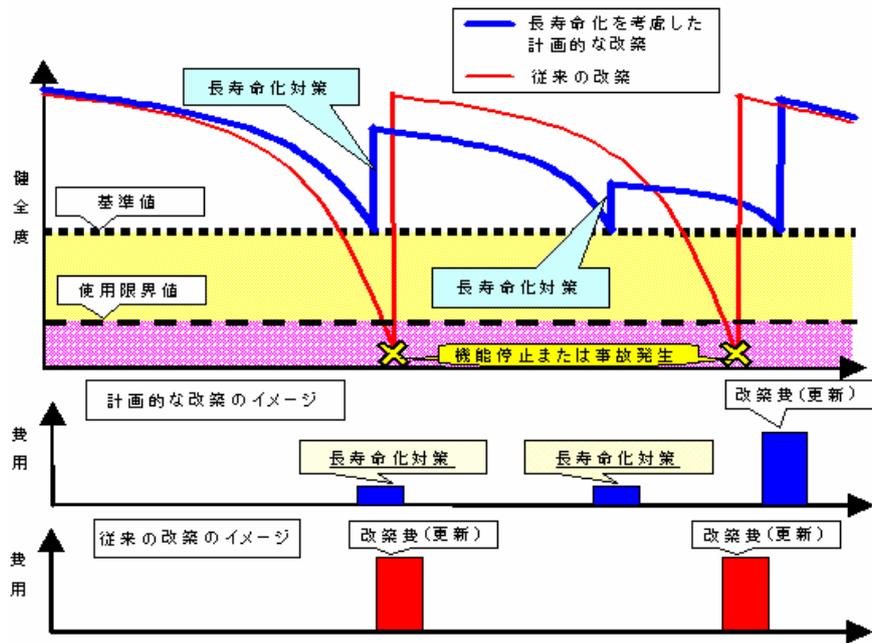
施設の延命化を図る上で、施設の健全度を評価する必要があります。計画的な調査のもと、施設の現状を把握した後、健全度を評価し、ライフサイクルコストの縮減を考慮した維持・改築・修繕などの事業判断を行います。

施設の長寿命化対策については、多くの費用を要するため、段階的な長寿命化のための計画立案、対策を実施していきます。

なお、下谷ポンプ場については、先に示したように、上流域を管渠勾配による自然流下が可能な区域に切り替えることで流入量を減らすことが可能となることから、ポンプ設備の削減時期も踏まえた施設の延命化を図ります。



図 4-19 下谷ポンプ場のポンプ設備



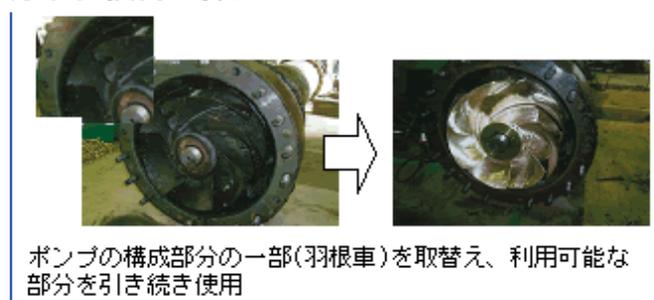
(資料：国土交通省 HP)

図 4-20 ライフサイクルコスト低減のイメージ

更生工法の採用

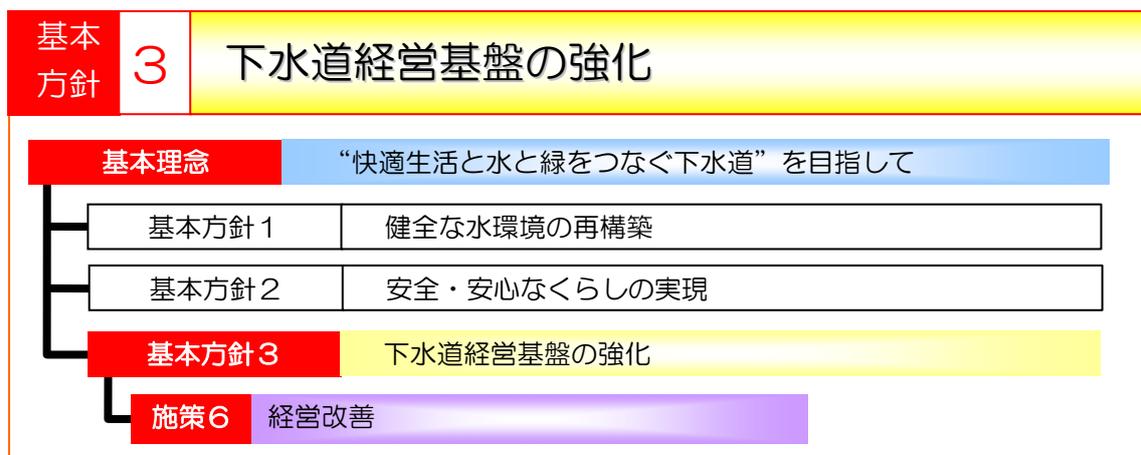


部分取替技術の採用



(資料：国土交通省 HP)

図 4-21 長寿命化対策の例



施策6 経営改善

現状と課題

- 将来人口の減少および節水機器の普及に伴い、下水道使用料収入の減少が想定されます。
- 過年度事業に対する起債償還費は、平成18年をピークに減少傾向にあり、今後は減少していくことが予想されます。
- 今後の浸水対策、地震対策、維持管理、施設長寿命化対策などにかかる事業費の増加も見込まれます。

基本方針および施策のあり方

下水道事業経営の健全化を図ります。

- ・ 予防保全型の維持管理やアウトソーシング等により効率的な事業運営を行います。
- ・ 近年の社会情勢や今後の支出を踏まえて、下水道使用料金水準の検討を行います。

施策の体系と展開



浸水対策や地震対策、維持管理、長寿命化対策などの事業が見込まれます。これらの事業には、多くの費用もかかることから、今後の収支バランスに鑑み、優先順位や事業費の平準化などを考慮した効率的な事業投資を行っていきます。事業内容によっては、アウトソーシングを行い、経費の縮減を行います。

また、下水道施設の資産状況を明らかにしたうえで、今後の下水道経営の透明性を確保していきます。



汚水処理にかかる費用については、公費で負担すべき部分を除いて下水道使用料で賄うことが原則となっていますが、本市の場合、下水道使用料収入だけでは不足しており、一般会計からの繰入を行っている状況にあります。

今後は、人口減少や節水機器の普及に伴い、大きな下水道使用料収入の増加は見込めないものと考えられます。

未接続や未収納世帯の解消による下水道使用料金の増加や効率的な事業実施をするとともに、定期的に下水道使用料金の見直し検討を行い、支出に見合った料金水準となるよう努めていきます。

第5章 段階的整備計画

「下水道プラン」は、今後の下水道事業全般について、方針および目標を明確にし、効果的に施策を実施するとともに、効率的な経営を目指すものです。

「下水道プラン」の推進にあたって、次ページに段階的な整備計画を示しますが、社会情勢の変化やニーズの把握、効率的な経営の観点から、段階毎に進捗よく状況を確認し、その妥当性について評価を行なっていく必要があります。

進捗よく管理のしくみは、PDCA（Plan Do Check Action）サイクル^{*}を基本とし、毎年度毎に行うとともに、その結果を踏まえた「下水道プラン」の点検・評価を5年後に実施し、必要に応じて「下水道プラン」の見直しを図ります。

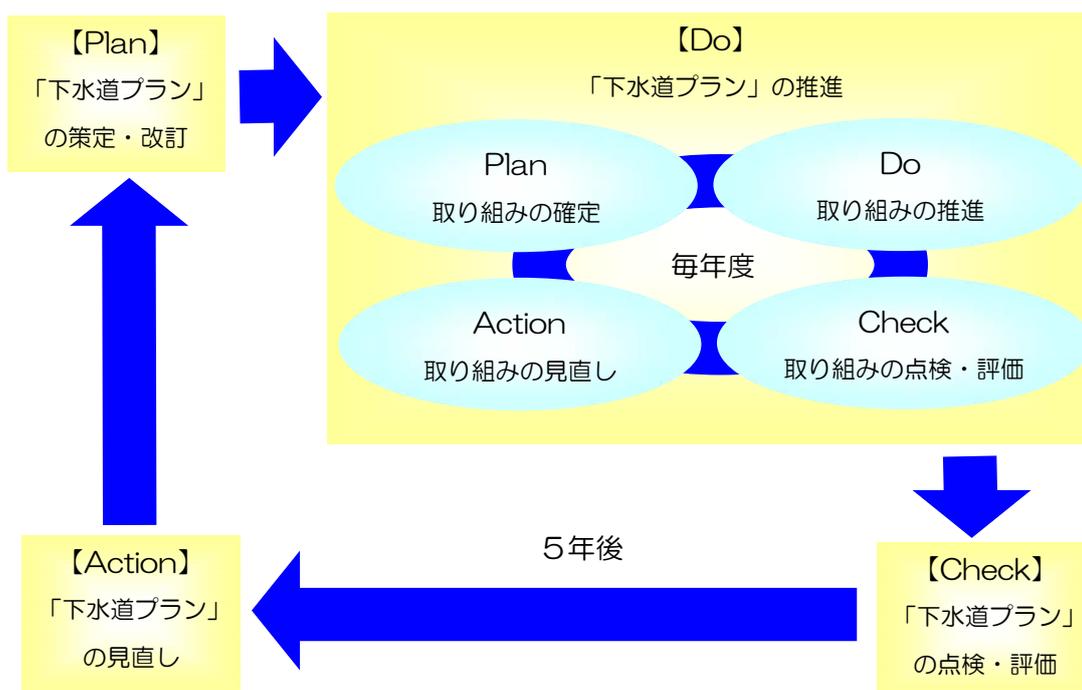


図 5-1 進捗よく管理の基本的な流れ

表 5-1 段階的整備計画

施策の体系	施策の展開	前期計画 (平成 23 年度～平成 27 年度)					後期計画 (平成 28 年度～平成 32 年度)	長期計画 (方向性) (平成 33 年度以降)	備考	
		H23	H24	H25	H26	H27				
基本方針1 健全な水環境 の再構築	施策1 汚水処理	①下水道への未接続の解消	戸別訪問等の実施による接続促進 水洗化率 100%の達成						水洗化率 (%) = 下水道で処理している人口 / 処理区 域内人口 × 100	
		②道路改修、計画道路の整備に合 わせた管渠の整備	設計・施工 整備率 100%の維持					同左	継続実施	整備率 (%) = 下水道 (汚水) 整備済み面積 / 全体計 画面積 × 100
		③効率的な汚水処理への取り組 み	設計・施工 ポンプ場流入区域の縮小			東京都および関連市との連携 流域全体としての効率的な汚水処理		同左	継続実施	
	施策2 水資源とし ての雨水利 用と水循環 への活用	①雨水利用の促進 (雨水貯留施設 の設置促進)	関連部署との連携による設置促進 雨水の有効活用					同左	継続実施	
		②雨水浸透の促進 (雨水浸透施設 の設置促進)	関連部署との連携による設置促進 健全な水循環の創出					同左	継続実施	
		③水辺空間の整備	設計・施工 黒目川上流域における水辺空間の創出							
基本方針2 安全・安心な くらしの実現	施策3 浸水対策	①雨水対策施設の整備	設計・施工 雨水幹線・浸水被害実績地区の優先整備			同左		継続実施		
			関連部署との連携による設置促進 雨水流出抑制による超過降雨対応			同左		継続実施		
	施策4 地震対策	①管渠の耐震化	設計・施工 軌道下・避難所からの排水を 受ける管路の耐震化		設計・施工 その他管路の耐震 化 (長寿命化考慮)		同左	継続実施		
		②ポンプ場の耐震化	設計・施工 耐震化							
		③業務継続計画 (BCP) の策定	計画策定 災害時の体制確保							
	施策5 維持管理 ・長寿命化	①下水道施設の適正管理	維持管理情報との一元管理、水質監視・市民PR 管理の効率化・徹底					同左	継続実施	
②予防保全型の維持管理		調査・清掃の実施 計画的な維持管理					同左	継続実施		
③長寿命化対策		計画策定、対策の実施 優先度を加味した効率的な対応					同左	継続実施		
基本方針3 下水道経営基 盤の強化	施策6 経営改善	①下水道経営の効率化	収支を考慮した事業投資、経費削減 健全な下水道経営					同左	継続実施	
		②下水道使用料金の適正化	未接続・未収納対策、料金体系の見直し検討 下水道使用料収入の確保					同左	継続実施	

參考資料

1. 用語解説

【あ行】

- **アウトソーシング**
業務の一部を、より専門的な外部の企業などに委託すること。
- **一級河川**
国土の保全または国民経済上、特に重要な水系で、河川法によって国土交通大臣が指定管理（ただし、一部区間については、国土交通大臣が都道府県知事に管理のみを委任）する河川。
- **一般会計繰入金**
一般会計から特別会計である下水道会計へ支出した経費。下水道への一般会計への繰出については、総務省より、繰出基準が定められている。
- **雨水浸透ます**
雨水ますの底部および側面に穴を開け、その周囲に砂利を敷き並べ、そこから雨水を地下に浸透させるもの。
- **雨水整備率**
雨水計画区域面積に対する整備済み面積の比率。
- **雨水排除施設**
降水により発生した表面水を収集し、河川や海に放流するための施設。雨水ます、側溝、雨水管渠、ポンプ施設によって構成され、必要に応じて雨水貯留管、雨水調整池が設置される。
- **汚泥**
下水処理場などから発生する泥状物質の総称。
- **温室効果ガス**
太陽放射に対しては比較的透明で、地表面からの赤外放射に対しては不透明な性質をもった気体のこと。温室効果ガスが存在することにより、放射平衡が成り立つ地面温度は存在しない場合に比べて高くなる。主なものには二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、各種のフロンがある。

【か行】

- 改築
排水区域の拡張などに起因しない対象施設の全部または一部（修繕に該当するものを除く）の再建設あるいは取り替えを行うこと。
- 環境基準
国や地方公共団体が公害防止対策を進めるために設定する望ましい環境の質のレベル。環境基本法第 16 条により「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染および騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、および生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定めるものとする」と規定されている。
- 環境基本計画
環境保全などに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。
- 幹線管渠
下水排除施設の骨格をなす管路、ポンプ場計画を策定するための中心的な管渠。
- 下水道地震対策緊急整備計画
緊急の目標および減災目標に沿った「下水道地震対策緊急整備事業（平成 18 年度に国が創設）」の実施計画として策定するものであり、地域や施設の重要性および地震対策の優先度に基づき、対象とする地域、計画目標、計画期間、事業内容、実施計画などを定めている。
（平成 21 年度からは、「下水道総合地震対策事業」）
- 下水道使用料
下水道の維持管理費などの経費に充てるため、下水道管理者が条例に基づき使用者から徴収する使用料。
- 下水道台帳
下水道法で、その作成と保管が義務付けられている管路施設、ポンプ施設、処理場施設の位置、構造、仕様および設置時期などを記載した台帳。
- 下水道普及率
行政区域内の総人口に占める処理区域内人口の比率。

- 下水道水洗化率
下水道が利用できる人口に対する実際に下水道に接続した人口の比率。
- 公営企業
上水道その他の給水事業、下水道事業、電気事業、ガス事業、軌道事業、自動車運送事業、船舶その他の運送事業その他地方公共団体が企業として経営する事業である（地方財政法第5条第1項）。
- 公共下水道
主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きよである構造のものをいう（下水道法第2条第3号）。
- 公共用水域
水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域、およびこれに接続する公共溝きよ、かんがい（灌漑）用水路、その他公共の用に供される水路」と規定されている。
- 更新
老朽化した施設や設備の機能を回復させるため、標準的な耐用年数に達した対象施設について再建設あるいは取り替えを行うこと。
- 高度処理
下水処理において、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理。除去対象物質は浮遊物、有機物、栄養塩類、その他があり、各々の除去対象物質に対して様々な処理方式が存在する。

【さ行】

- 再構築
老朽化または陳腐化した施設を時代の新たな要請にも応えられるよう、機能向上を含め改築、更新すること。
- 再評価
事業の効率的・効果的实施並びにその過程の透明性・客観性の一層の向

上を図ることを目的とし、事後評価すること（平成 10 年度に国土交通省が創設した制度）。下水道事業の再評価は、原則として以下の事業（①事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業②事業採択後 10 年間を経過した時点で継続中の事業③再評価後さらに 10 年間を経過した時点で継続中の事業）について事業実施主体（地方公共団体）が実施する。

● 事業認可

公共下水道または流域下水道を管理する者は、これを設置しようとするときには、下水道法の規定により予め事業計画を策定し、国土交通大臣または都道府県知事の認可を必要とする。この手続きを事業認可という。また、都市計画事業として施行する場合には、都市計画法の規定による事業認可が必要である。

● 資本費

事業の管理運営に要する経費で、維持管理費に対する用語。減価償却費、企業債支払利息、資産減耗費などが含まれる。

● 修繕

施設の機能が維持されるよう部分的に補強、取り替えなどにより修復すること。

● 受益者負担金

公共事業の実施により著しい利益を受ける者に対して、その受ける利益の限度において事業費の一部を負担させるもの。

● 処理分区

予定処理区域を処理場系統別に分割したものを処理区といい、その処理区の一つの汚水幹線が受け持つ区域を処理分区という。

● 新世代下水道支援事業

近年、下水道の役割として良好な水循環の維持・回復、リサイクル社会構築への貢献、情報化社会への対応など、新たな役割が求められおり、こうした課題に積極的に対応することを目的とした制度で、水環境創造事業、リサイクル推進事業、機能高度化促進事業の 3 事業から構成される。

- 親水機能
水辺空間が持つ人々が水に親しむ機能。
- 生活雑排水
一般家庭などからでるし尿以外の排水のことで、台所、洗濯、風呂などからでる排水。

【た行】

- 耐用年数
固定資産がその本来の用途に使用できるとされる推定年数をいう。
- 地下水涵養
降雨の自然状態での浸透や、処理水および雨水の人工的注入により地下滞水層に水が加わること。
- 地球温暖化
人間の活動により二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に蓄積することにより生じる気温の上昇や降水量の変化などの気象変化。
- 地方債
地方公共団体が資金調達のために借入れることによる債務で、その償還が一会計年度を越えて行われるものをいう。
- 長期総合計画
地方自治法第2条第4項における「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」との規定のもと、まちの将来像やまちづくりの方向性を示すとともに、それを実現するための様々な政策、施策などを定める計画。
- 長寿命化
適切な管理を行うとともに、更生工法あるいは部分取り替えなどにより既存ストックを活用し、耐用年数の延伸に寄与すること。
- 都市計画道路
都市計画法に基づいてルート、位置、幅員などが決められた道路。

- 都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、市町村が長期的な視点にたって定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、市町村レベルの具体の都市計画に対して基本的な方向性を示す役割を担うもので、市町村が定める都市計画の基本的な指針となるもの。

- 土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善および宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更および公共施設の新設又は変更に関する事業。

【は行】

- 排水区

排水区域を排水系統別に分割した区域をいう。

- 排水分区

流域下水道区域（排水区）を排水系統別に分割した区域をいう。

- BOD

生物化学的酸素要求量のことで、溶存酸素の存在のもとで、有機物が生物学的に分解され安定化するために要する酸素量をいい、水の汚濁状態を表す指標の一つである。

- PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するサイクルのこと。

- 伏越し

管渠が河川や運河、軌道、道路などの大きな支障物と交差しなければならない場合、その敷設レベルをこれらの底部以下にまで下げてU字形に横断すること。

- 不明水

下水道管路から入る雨天時浸入水、地下水（晴天時における常時浸入水）および、その他の不明水（無届けでの地下水利用排水、上水道系からの漏水分の流入、農業用排水の浸入など）をいう。

- 分流式下水道

汚水と雨水を別々の管路系統で排除する方式。分流式は、汚水のみを処理場に導く方式であるため雨天時に汚水を公共用水域に放流することがないので、水質汚濁防止上有利である。また、在来の雨水排除施設の比較的整備されている地域では、それらの施設を有効に利用することができるため経済的に下水道の普及を進めることができる。

【ま行】

- マンホールポンプ

小規模下水道などの小集落地域における建設費と維持管理費を削減するため、あるいは地形的に管渠勾配による自然流下させることが困難な狭小区域の下水を排水するため、マンホール内に設置した水中ポンプにより揚水して排除する施設。

- 水再生センター

終末処理場に対する東京都の呼称。下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域または海域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設およびこれを補完する施設をいう。

【や行】

- 湧水

地下水が地表に自然に出てきたもののこと。

- 遊水機能

下流に流れる水の一部を貯留して下流のピーク流量を低減させる機能。

【ら行】

- ライフサイクルコスト

ある施設における初期建設コストと、その後の維持管理更新費用などを含めた生涯費用の総計。

- 流域関連公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、流域下水道に接続するもの。

● 流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管きょからなる。事業主体は原則として都道府県である。

● 流域別下水道整備総合計画

水質環境基準の類型指定のなされている水域について、下水道法に基づき策定される下水道整備に関する総合的な基本計画で流総計画とも呼ばれ都道府県が策定する。公共用水域の水質環境基準の達成維持に必要な下水道の整備を最も効果的に実施するため、個別の下水道計画の上位計画となるもので、水利用計画、河川計画などの関係機関と調整し、関係自治体の意見を聞いて計画案を策定し、国土交通大臣の承認を受けることとされている。

2. 東久留米市公共下水道プラン策定の経過

公共下水道プランの策定にあたっては、様々な観点での議論が必要とされることから、「東久留米市公共下水道プラン策定委員会」を設置して検討を進めました。

委員会	日 時	検 討 内 容 等
第1回	平成23年1月26日	策定背景・目的について 東久留米市の下水道事業の現状について 基本理念・基本方針について パブリックコメントについて
	平成23年3月 1日 ～ 平成23年3月23日	パブリックコメントの実施
第2回	平成23年3月24日	パブリックコメント結果について 東久留米市公共下水道プランについて
	平成23年4月	パブリックコメントにおける意見の公表
	平成23年5月	東久留米市公共下水道プラン 公表

3. 東久留米市公共下水道プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市の下水道事業の指針となる東久留米市公共下水道プランを策定するため、東久留米市公共下水道プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を東久留米市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 下水道施設の整備に関する事項
- (2) 下水道施設の維持管理に関する事項
- (3) 下水道事業の財政に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(構成)

第3 委員会は、別表に掲げる者で構成する。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には都市建設部長を、副委員長には都市建設部施設管理課長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、委員長が招集し、議長は、委員長が行う。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員会は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、都市建設部施設管理課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

1 この訓令は、平成23年1月1日から施行する。

2 この訓令は、第2の規定による市長への報告の日の翌日をもって、その効力を失う。

別表（第3関係）

職 名
都市建設部長
企画経営室企画調整課長
財務部財政課長
環境部環境政策課長
都市建設部都市計画課長
都市建設部都市政策担当課長
都市建設部施設管理課長

東久留米市公共下水道プラン

発 行／平成 23 年 3 月

発行者／東久留米市

編 集／東久留米市都市建設部施設管理課

住 所／〒 203-8555

東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号

T e l 042-470-7777 (代表)

F a x 042-470-7809

E-Mail shisetsukensetsu@city.higashikurume.lg.jp



富士見テラス（東久留米駅西口2F）からの眺望

平成17年10月に国土交通省関東地方整備局主催の「関東の富士見百景」に選定されました。また、東久留米駅舎は「関東の駅百選」に選定されています。

名称のとおり、このテラスからは、西に向かって真っすぐ伸びる「まろにえ富士見通り」の先に富士山が眺望できます。